標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則
（２０２４年１１月１日発効）

目　次

第一章 総則
第１規則 略称
第１規則の2 ［削除］
第２規則 国際事務局との通信
第３規則 国際事務局に対する代理
第４規則 期間の計算
第５規則 期間遵守における遅延の免責
第５規則の2 処理の継続
第６規則 言語
第７規則 特定の特別な要件の通報

第二章 国際出願
第８規則 複数の出願人
第９規則 国際出願に関する要件
第10規則 国際出願に関する手数料
第11規則 商品及びサービスの分類又はそれらの表示に関するもの以外の欠陥
第12規則 商品及びサービスの分類に関する欠陥
第13規則 商品及びサービスの表示に関する欠陥

第三章 国際登録
第14規則 国際登録簿への標章の登録
第15規則 国際登録の日

第四章 国際登録に影響する締約国における事実
第16規則 議定書第5条(2)(c)に基づく異議の申立てによる暫定的拒絶の通報の可能性
第17規則 暫定的拒絶第18規則 欠陥のある暫定的拒絶の通報
第18規則の2 指定締約国における標章の中間的なステータス
第18規則の3 指定締約国における標章のステータスの最終処分
第19規則 指定締約国における無効
第20規則 名義人の処分権の制限
第20規則の2 ライセンス
第21規則 国際登録による国内登録又は広域登録の代替
第21規則の2 優先順位の主張に関する他の事実
第22規則 基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の効果の終了
第23規則 基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の分割又は併合
第23規則の2 国際事務局を通じて送付する指定締約国の官庁の通信

第五章 事後指定及び変更
第24規則 国際登録に対する事後指定
第25規則 記録の申請
第26規則 第25規則に基づく記録の申請の欠陥
第27規則 第25規則に関する記録及び通報、名義人の変更又は限定が効力を有しない旨の宣言
第27規則の2 国際登録の分割
第27規則の3 国際登録の併合
第28規則 国際登録簿の更正

第六章 更新
第29規則 期間満了の非公式の通報
第30規則 更新に関する細目
第31規則 更新の記録並びに通報及び証明

第七章 公報及びデータベース
第32規則 公報
第33規則 電子的データベース

第八章 手数料
第34規則 手数料の額及び支払
第35規則 支払の通貨
第36規則 手数料の免除
第37規則 追加手数料及び付加手数料の分配
第38規則 関係する締約国の口座への個別手数料の払込

第九章 雑則
第39規則 特定の承継国における国際登録の効果の継続
第40規則 効力発生及び経過規定
第41規則 実施細則

第一章 総則

第１規則
略称

この規則の適用上、

(i)　「協定」とは、1967年７月14日にストックホルムで改正され及び1979年９月28日に修正された1891年４月14日の標章の国際登録に関するマドリッド協定をいう。

(ii)「議定書」とは、標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年６月27日にマドリッドで採択された議定書をいう。

(iii)「締約国」とは、議定書を締結した国若しくは締約国際機関をいう。

(iv)「国である締約国」とは、国家である締約国をいう。

(v)　「締約国際機関」とは、締約国際機関である締約国をいう。

(vi)「国際登録」とは、協定、議定書又はその双方に基づく標章の国際登録をいう。

(vii)「国際出願」とは、議定書に基づく国際登録出願をいう。

(viii)　［削除］

(ix)　［削除］

(x)　［削除］

(xi)「出願人」とは、国際出願をする自然人又は法人をいう。

(xii)「法人」とは、関係法令の下で、権利を取得し、義務を負い、かつ、裁判所に訴えを提起し若しくは提起される資格を有する法人、団体又はその他のグループ若しくは組織をいう。

(xiii)「基礎出願」とは、締約国の本国官庁に提出された標章の登録出願であって当該標章の登録のための国際出願の基礎となるものをいう。

(xiv)「基礎登録」とは、締約国の本国官庁によりなされた標章の登録であって当該標章の登録のための国際出願の基礎となるものをいう。

(xv)「指定」とは、議定書第３条の３(1)若しくは(2)の規定に基づく標章の保護の効果が及ぶ領域の指定（領域指定）をいい、国際登録簿に記録された領域指定をもいう。

(xvi)「指定締約国」とは、協定第３条の３(1)若しくは(2)の規定に基づき又は議定書第３条の３(1)若しくは(2)の規定に基づく標章の保護の効果が及ぶ領域の指定（領域指定）がなされた締約国、又はそれぞれの場合に応じ、国際登録簿にその領域指定が記録された締約国をいう。

(xvii)　［削除］

(xviii)　［削除］

(xix)「暫定的拒絶の通報」とは議定書第５条(1)に従った指定締約国の官庁による宣言をいう。

(xixbis)「無効」とは、当該締約国の指定に含まれている全ての又は一部の商品又はサービスについてその締約国の領域内における国際登録の効果を抹消又は取消す指定締約国の権限のある当局（行政であれ司法であれ）による決定をいう。

(xx)「公報」とは、第32規則にいう定期的公報をいう。

(xxi)「名義人」とは、その者の名義で国際登録が国際登録簿に記録されている自然人又は法人をいう。

(xxii)「図形的要素の国際分類」とは、1973年６月12日の標章の図形的要素の国際分類を創設したウイーン協定で定められた分類をいう。

(xxiii)「商品及びサービスの国際分類」とは、1967年７月14日にストックホルムで及び1977年５月13日にジュネーヴで改正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年６月15日のニース協定により定められた分類をいう。

(xxiv)「国際登録簿」とは、国際事務局が維持する、議定書若しくは規則が記録することを要求し又は要求することを認めている国際登録に関する情報の公式の集成であって、これらの情報が蓄積された媒体の如何は問わないものをいう。

(xxv)「官庁」とは、標章の登録を所管する締約国の官庁、又は議定書第９条の４の規定にいう共通の官庁をいう。

(xxvi)「本国官庁」とは、議定書第２条(2)の規定で定義されている本国の官庁をいう。

(xxvi*bis*)「名義人の締約国」とは、次の締約国をいう。

－　その官庁が本国官庁である締約国、又は

－　名義人の変更が記録されている場合又は国が承継した場合には、名義人が議定書の第２条に基づき、国際登録の名義人としての条件を満たす締約国又は締約国の一

(xxvii)「公式様式」とは、国際事務局が定めた様式又は同一の内容と形式を有する様式をいう。

(xxviii)「所定の手数料」とは、料金表に記載される手数料をいう。

(xxix)「事務局長」とは、世界知的所有権機関の事務局長をいう。

(xxx)「国際事務局」とは、世界知的所有権機関の国際事務局をいう。

(xxxi)「実施細則」とは、第41規則にいう実施細則をいう 。

第１規則の２
［削除］

第２規則
国際事務局との通信

国際事務局をあて先とする通信についての効力は、実施細則の規定による。

第３規則
国際事務局に対する代理

(1)　*［代理人及び代理人の数］*

(a) 出願人又は名義人は、国際事務局に対する代理人を置くことができる。

(b) 出願人又は名義人は、代理人として一名のみ置くことができる。複数の代理人を選任した場合には、筆頭の一名のみ代理人として記録される。

(c) 複数の弁護士、特許弁理士若しくは商標弁理士からなるパートナーシップ又はファームが国際事務局に対する代理人として選任された場合、一名の代理人とみなされる。

(2)　*［代理人の選任］*

(a) 代理人の選任は、国際出願又は第25規則(1)(a)(i)の規定に基づく申請において国際登録の新たな名義人により行うことができ、実施細則に従って、代理人の氏名、あて先及び電子メールアドレスを表示しなければならない。

(b) 代理人の選任は、適切な公式様式により作成される場合、別の通信においても行うことがで

き、同一の出願人又は名義人による、一又は二以上の国際出願又は国際登録に関連して行うことができる。この様式は、次の者のいずれかによって国際事務局に提出しなければならない。

(i) 出願人、名義人若しくは選任された代理人、又は

(ii) 名義人の締約国の官庁

様式は、出願人、名義人又は請求を提出した官庁によって署名されなければならない。

(3) *[欠陥のある選任]*

(a) (2)の規定に基づく代理人の選任に欠陥があるものと国際事務局が判断した場合には、国際事務局は、その旨を出願人又は名義人及び当該代理人とされた者、及び送付者又は送信者が官庁の場合には、当該官庁に通報する。

(b) (2)の規定に基づく要件が満たされない限り、国際事務局は、すべての関係する通信を出願人又は名義人に送付することとし、代理人とされた者には送付しない。

(4) *[代理人の選任の登録及び通報並びに選任の発効日]*

(a) 国際事務局は、代理人の選任が要件を満たしていると認めた場合には、出願人又は名義人が代理人を有していることの事実並びにその代理人の氏名若しくは名称、あて先及び電子メールアドレスを国際登録簿に記録する。その場合、当該選任の発効日は、代理人が選任されている国際出願、申請又は別個の通信を国際事務局が受領した日とする。

(b) 国際事務局は、(a) の規定による記録を出願人又は名義人、及び後者の場合、指定締約国の官庁、並びに代理人に通報する。選任が官庁を通じて提出された別個の通信により行われた場合には、国際事務局は、その官庁に当該記録を通報する。

(5) *[代理人の選任の効果]*

(a) これらの規則が他に明示的に規定される場合を除き、(4)(a)の規定に基づき記録された代理人の署名は、出願人又は名義人の署名に代わるものとする。

(b) これらの規則が、指令、通報又はその他の通信が、出願人又は名義人及び代理人の双方あてになされなければならないと明示的に要求している場合を除き、国際事務局は代理人がいない場合に出願人又は名義人に送付しなければならない指令、通報又はその他の通信を(4)(a)の規定に基づき記録された代理人をあて先とする。その代理人にあてられた指令、通報又はその他の通信は、それが出願人又は名義人にあてられたものと同一の効果を有する。

(c) (4)(a)の規定に基づき記録された代理人が国際事務局にあてたいかなる通信も、それが出願人又は名義人が国際事務局にあてたものと同一の効果を有する。

(6) *[記録の取消し及び取消しの発効日]*

(a) (4)(a)の規定に基づく記録は、出願人、名義人又はその代理人が署名した通信で取消しが要求された場合には、取り消される。新たな代理人が選任された場合、また、名義人変更の国際登録の記録がなされ、新名義人が代理人を選任していない場合には、国際事務局は職権で代理人の記録を取り消す。

(b) (c)に該当する場合を除くほか、取消しは、国際事務局が当該通信を受領した日から効力を生ずる。

(c) 取消しが代理人により請求されている場合には、次に掲げる日のうちの早い日から効力を生ずる。

(i) 国際事務局が新たな代理人を選任する通信を受領した日

(ii) 記録を取り消すべき旨の代理人の要求の受領から起算して二月の期間の満了の日

取消しの効果の発効日までは、(5)(b)に規定するすべての通信は、国際事務局から出願人又は名義人及びその代理人の双方にあてられる。

(d) 国際事務局は、代理人によりなされた取消しの請求の受領に基づき、その旨を出願人又は名義人に通報する。

(e) 国際事務局は、取消しの効力発生の日が判明したときは、記録が取り消された代理人、出願人又は名義人、及び代理人の選任が官庁を通じて提出された場合には、当該官庁に取消し及びその効力発生の日を通報する。

(f) 名義人又は名義人の代理人の申請による取消しは、指定締約国の官庁に通報される。

第４規則
期間の計算

(1) *［年をもって定められる期間］*

年をもって定められる期間は、該当するその後の年の、その期間が開始する同じ月の、同じ日に満了する。ただし、事象が2月29日に発生し、該当するその後の年の2月が28日で終わるときは、期間は28日に満了する。

(2) *［月をもって定められる期間］*

月をもって定められる期間は、該当するその後の月の、その期間が開始する同じ日に満了する。ただし、該当するその後の月が同じ数の日を持たないときは、期間はその月の末日に満了する。

(3) *［日をもって定められる期間］*

日をもって定められる期間の計算は、該当する事象が発生した日の翌日から開始し、これに従って満了する。

(4) *［国際事務局又は官庁が公衆に開庁していない日の満了］*

国際事務局又は官庁の閉庁日に期間が満了するときは、期間は(1)から(3)までの規定にかかわらず、その後の国際事務局又は官庁の最初の開庁日に満了する。

(5) *［満了日の表示］*

国際事務局は、期間を通報する場合には、つねに(1)から(3)までの規定に従う期間の満了日を表示する。

第５規則
期間遵守における遅延の免責

(1) *［不可抗力の事由による期間遵守における遅延の免責］*

利害関係者による国際事務局に対して行う行為に関する規則で規定された期間の不遵守は、利害関係者が国際事務局にとって満足できる、その不遵守が戦争、革命、市民暴動、ストライキ、天災、利害関係者の制御が及ばない状況による郵便、配達又は電子通信サービスの不規則性又は、その他の不可抗力の事由によることを示す証拠を提出した場合には、免責される。

(i) ［削除］

(ii) ［削除］

(iii) ［削除］

(2) ［削除］

(i) ［削除］

(ii) ［削除］

(3) ［削除］

(4) *［免責の制限］*

期間の不遵守は、(1)の規定にいう証拠を関係期間の満了後合理的にできる限り速やかに、かつ、六月以内に国際事務局が受領し、国際事務局に対し行為が行われた場合にのみ、この規則に基づき免責される。

(5) *［国際出願及び事後指定］*

国際事務局が国際出願又は事後指定を議定書第３条(4)及び第 24 規則(6)(b)に規定する二月の期間を過ぎて受理し、かつ、関係官庁が(1)の規定にいう事情から受理の遅延が生じたことを示した場合には、(1)及び(4)の規定が適用される。

第５規則の２
処理の継続

(1) *［請求］*

(a) 出願人又は名義人が第11規則(2)及び(3)、第12規則(7)、第20規則の2(2)、第24規則(5)(b)、第26規則(2)、第27規則の2(3)(c)、第34規則(3)(c)(iii)並びに第39規則(1)で規定された又は言及された期限のいずれかを遵守できなかった場合であって、以下に該当するときは、国際事務局は、該当する国際出願、事後指定、支払又は申請の処理を継続しなければならない。

(i) その旨の請求が、出願人又は名義人による署名がなされた公式様式で国際事務局に提出され、かつ

(ii) 適用される期限が満了した日から二月以内に請求が受理され、料金表に示す手数料が支払われ、さらに請求時に、当該期限に関するすべての要件が満たされている。

(b) 上記(a)(i)及び(ii)を満たさない請求は、それ自体当該請求とはみなされず、その旨は出願人又は名義人に通報されるものとする。

(2) *［記録と通報］*

国際事務局は、いかなる処理の継続も国際登録簿に記録し、その旨を出願人又は名義人に通報しなければならない。

第６規則
言語

(1) *［国際出願］*

国際出願は、本国官庁の定めるところにより、英語、フランス語又はスペイン語によるものとし、本国官庁は、英語、フランス語及びスペイン語のいずれかを出願人が選択することを認めることができる。

(2) *［国際出願以外の通信］*

国際出願又は国際登録に関する通信は、第17規則(2)(v)及び(3)の規定に従うことを条件として、次の言語によるものとする。

(i) その通信が出願人若しくは名義人又は官庁により国際事務局にあてられている場合には、英語、フランス語又はスペイン語

(ii) その通信が、第９規則(5)(f)の規定に基づき国際出願に又は第24規則(3)(b)(i)の規定に基づき事後指定に添付された標章の使用意思の宣言からなる場合には、第７規則(2)の規定に基づき適用される言語

(iii) その通信が国際事務局から官庁にあてられた通報である場合には、国際出願の言語。ただし、当該官庁がすべての通報は英語、フランス語又はスペイン語によるべき旨を国際事務局に通報しているときは、この限りでない。国際事務局によってなされた通報が、国際登録簿における国際登録の記録に関係するものである場合には、その通報には、国際事務局が受理した当該国際出願の言語を表示する。

(iv) その通信が国際事務局から出願人又は名義人にあてられた通報である場合には、国際出願の言語。ただし、当該出願人若しくは名義人が、すべての通報は英語、フランス語又はスペイン語で受領したいとの意思を表明したときはこの限りでない。

(3) *[記録及び公表]*

(a) 国際登録簿における記録及び国際登録についての公報における公表並びに国際登録に関して規則に基づき記録及び公表されるすべてのデータは、英語、フランス語及びスペイン語による。国際登録の記録及び公表は、国際事務局が受理した国際出願の言語を表示する。

(b) 国際登録に関する最初の事後指定が、改正前の本規則に基づきフランス語のみで公表された、又は英語及びフランス語のみで公表された場合、国際事務局は、当該事後指定を公報において公表するとともに、その国際登録を英語及びスペイン語で公表し、かつ、その国際登録をフランス語で再公表するか、又は、場合により、その国際登録をスペイン語で公表し、かつ、英語及びフランス語で再公表するものとする。当該事後指定は、英語、フランス語及びスペイン語で国際登録簿に記録される。

(4) *[翻訳]*

(a) (2)(iii)及び(iv)の規定に基づく通報並びに(3)の規定に基づく記録及び公表に必要とされる翻訳は、国際事務局が作成する。出願人又は名義人は、それぞれの場合に応じ、国際出願、事後指定又は変更の記録の申請に国際出願又は申請に含まれる記載事項の翻訳案を添付することができる。国際事務局がこの翻訳案を正確と判断しなかったときは、修正案に対する意見を一月以内に出願人又は名義人に提出するよう命じた上で、国際事務局が修正する。

(b) (a)の規定にかかわらず、国際事務局は標章の翻訳はしない。第９規則(4)(b)(iii)又は第24規則(3)(c)の規定に従い、出願人又は名義人が標章の翻訳をした場合には、国際事務局はその翻訳の正確性については確認しない。

第７規則
特定の特別な要件の通報

(1) ［削除］

(2) *[標章を使用する意思]*

締約国は、指定された締約国として、標章を使用する意思の宣言書を要求する場合には、当該要件を事務局長に通報する。当該締約国が、その宣言書は出願人本人により署名され、かつ、国際出願に添付される別個の公式様式によるべきことを要求する場合には、通報にはそ

の旨の記述を含むものとし、当該要件に係る宣言書の正確な文言を明記する。さらに、締約国が、その宣言書が英語、フランス語又はスペイン語によるべきことを要求する場合には、通報には要求に係る言語を明示する。

(3) *［通報］*

(a) (2)に規定する通報は、締約国による議定書の批准、承認若しくは受諾又は議定書への加入の文書の寄託のときに行うことができ、通報の効力発生の日は、通報を行った締約国に関して議定書の効力発生の日と同日とする。通報は、また、事後にも行うことができ、その場合には、事務局長が通報を受領してから三月後又は通報に示されたその後の日に、通報の効力発生の日と同日又はその日の後の日付の国際登録に関して効果を生じる。

(b) (2)の規定に基づき行われる通報は、いつでも撤回することができる。撤回の通報は、事務局長にあてるものとする。撤回は、事務局長による撤回の通報の受領のときに又は通報に示されたその後の日に効力を生じる。

第二章 国際出願

第８規則
複数の出願人

(1) ［削除］。

(2) *［二以上の出願人］*

基礎出願が二以上の者により出願されているか又は基礎登録が二以上の者により所有されており、その全員が、その官庁が本国官庁である締約国について議定書第２条(1)の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、これらの二以上の出願人は、国際出願を共同で出願することができる。

第９規則
国際出願に関する要件

(1) *［提出］*

国際出願は、本国官庁から国際事務局に対して提出する。

(2) *［様式及び署名］*

(a) 国際出願は、一通の公式様式により提出する。

(b) 国際出願は、本国官庁により署名され、本国官庁が要求する場合には、出願人によっても署名される。本国官庁が、出願人に対し国際出願への署名は要求しないが、署名することを認める場合には、出願人は、署名することができる。

(3) *［手数料］*

国際出願に適用されるべき所定の手数料は、第10規則、第34規則及び第35規則に従って支払う。

(4) *［国際出願の内容］*

(a) 国際出願は、次の事項を含むか又は表示されなければならない。

(i) 実施細則に従って記載された出願人の氏名又は名称

(ii) 実施細則に従って記載された出願人のあて先及び電子メールアドレス

(iii) 代理人がいるときは、実施細則に従って記載された代理人の氏名又は名称、あて先及び電子メールアドレス

(iv) 工業所有権の保護に関するパリ条約に基づき、出願人が先の出願の優先権の利益を得ることを希望する場合には、その先の出願の優先権を主張する旨の宣言並びにその出願が提出された官庁の名称及び出願日並びにもし入手できるときは出願の番号の表示。先の出願が国際出願において指定されたすべての商品及びサービスに関係していない場合には、その先の出願が関係する商品及びサービスの表示

(v) 実施細則に基づく標章の表示。(vii)の規定に基づき色彩が主張されている場合、その表示は色彩付きにしなければならない。

(vi) 出願人が標準文字による標章を希望する場合には、その旨の宣言

(vii) 基礎出願若しくは基礎登録において標章の識別性ある特徴として色彩が主張されている場合又は出願人が標章の識別性ある特徴として色彩を主張することを希望していて、基礎出願又は基礎登録に含まれる標章が色彩付きである若しくは色彩付き出願されている若しくは、色彩付きで保護されている場合には、色彩が主張されている旨の表示及び主張される色彩又は色彩の組み合わせについての言葉による表示

(vii*bis*) 基礎出願又は基礎登録の対象となっている標章が色彩又は色彩の組み合わせのみからなる場合には、その旨の表示

(viii) 基礎出願又は基礎登録が立体標章である場合には、「立体標章」の表示

(ix) 基礎出願又は基礎登録が音響標章である場合には、「音響標章」の表示

(x) 基礎出願又は基礎登録が団体標章、証明標章、又は保証標章に関するものである場合には、その旨の表示

(xi) 基礎出願又は基礎登録が標章の説明文を含んでいる場合であって、本国官庁がその説明文を含めることを要求するときは、同一の説明文。当該説明文が国際出願の言語以外の言語によるものである場合には、その説明文は、国際出願の言語による。

(xii) 標章がローマ字以外の文字による事項又はアラビア数字若しくはローマ数字以外の数字で表記された数字からなり若しくは含む場合には、ローマ字への音訳及びアラビア数字による表記。ローマ字への音訳は、国際出願の言語の発音に従う。

(xiii) 標章の国際登録が求められている商品及びサービスの名称であって、適切な商品及びサービスの国際分類の類に従い区分けされ、その区分には類の番号を付し、国際分類の類の順序で表示されたもの。商品及びサービスは、好ましくは当該分類のアルファベット順一覧表に記載されている語を用いて正確な用語で表示するものとする。国際出願は、一以上の指定締約国に関する商品及びサービスの指定について限定を含めることができる。その限定は、締約国ごとに相違してもよい。

(xiv) 支払われる手数料の額及び支払の方法又は国際事務局に開設された口座から必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに支払をする者又は当該指示をする者の特定、及び

(xv) 指定締約国

(b) 国際出願は、次のものを含むことができる。

(i) 出願人が自然人である場合には、出願人が国民である国の表示

(ii) 出願人が法人である場合には、法人の法的性質及びその法令に基づいて法人が設立された国並びに、該当するときは、当該国の地域に関する表示

(iii) 翻訳することができる語からなる場合又は含む場合には、英語、フランス語及びスペイン語への翻訳、又は、これらの言語のうち一又は二の言語への翻訳

(iv) 出願人が標章の識別性ある特徴として色彩を主張する場合には、その色彩による標章の主要部分の各色彩に関する言語による表示

(v) 出願人が標章の要素について保護を要求しない場合には、その旨の表示及び保護を要求しないがディスクレームされた要素の表示

(vi) 標章のあらゆる説明文又は、出願人が希望する場合であって、(4)(a)(xi)に基づき提出されなかったときには、基礎出願又は基礎登録に含まれる標章の説明文

(5) *[国際出願の追加的内容]*

(a) [削除]

(b) 国際出願は、基礎出願又は基礎登録の番号及び日付並びに以下のもののうち一又は二以上を含むものとする。

(i) その官庁が本国官庁である締約国が国である場合には、出願人が当該国における国民であること

(ii) その官庁が本国官庁である締約国が機関である場合には、出願人がその国籍を有する当該機関の加盟国の名称

(iii) その官庁が本国官庁である締約国の領域内に出願人が住所を有していること

(iv) その官庁が本国官庁である締約国の領域内に出願人が現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有していること

(c) (4)(a)(ⅱ)の規定に従って記載された出願人のあて先が、その官庁が本国官庁である締約国の領域内にない場合で、出願人が当該締約国の領域内に住所又は営業所を有していることが(a)(i)若しくは(ⅱ)の規定又は(b)(ⅲ)若しくは(ⅳ)の規定に基づいて表示される場合には、当該住所又は当該営業所の住所が国際出願に記載されなければならない。

(d) 国際出願は、次のことを証明する本国官庁の宣言を含まなければならない。

(i) 国際事務局に提出するための出願人による国際出願の申請を本国官庁が受理した日

(ii) 国際出願に記載された出願人が、それぞれ場合に応じ、基礎出願に記載された出願人又は基礎登録に記載された名義人と同一であること

(iii) (4)(a)(ⅶの2)から(xi)までの規定にいう表示であって、国際出願に記載された表示が、それぞれ場合に応じ、基礎出願又は基礎登録にも表示されていること。

(iv) 国際出願の対象となっている標章が、それぞれ場合に応じ、基礎出願又は基礎登録におけるものと同一であること

(v) 基礎出願若しくは基礎登録において標章の識別性ある特徴として色彩が主張されているとき、又は基礎出願若しくは基礎登録の標章が色彩付きで出願若しくは保護されるときは、色彩の主張が国際出願に含まれること、又は基礎出願若しくは基礎登録で主張されることなく、国際出願において標章の識別性ある特徴として色彩が主張されるときは、基礎出願若しくは基礎登録における標章が主張されているとおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせであること、及び

(vi) 国際出願に表示された商品及びサービスが、それぞれ場合に応じ、基礎出願又は基礎登録に記載される商品及びサービスの指定に含まれていること

(e) 国際出願が二以上の基礎出願又は基礎登録に基づく場合には、(d)の規定にいう宣言は、すべての基礎出願又は基礎登録に適用されるものとみなされる。

(f) 国際出願が第７規則(2)に基づく通報を行った締約国の指定を含む場合には、その国際出願は、その締約国の領域内において標章を使用する意思の宣言を含むものとする。その宣言は、かかる宣言を要求する締約国の指定の一部をなすものとみなされ、かつ、当該締約国の要求に従い、

(i) 出願人本人が署名し国際出願に添付する別個の公式様式で作成するか、又は

(ii) 国際出願に含まれるものとする。

(g) 国際出願が締約国際機関の指定を含む場合には、次の表示を含むことができる。

(i) 出願人がその締約国際機関の法律に基づいて、その締約国際機関の加盟国において又はその締約国際機関の加盟国に対して登録されている一又は二以上の先行する標章の優先順位（seniority）を主張する場合には、その先行する標章が登録されている一又は二以上の加盟国、関連する登録が発効した日付、関連する登録の数、及びその先行する標章が登録されている商品及びサービスを供述する旨の宣言。そのような表示は、国際出願に添付される公式様式によって行なわれなければならない。

(ii) その締約国際機関の法律に基づいて、出願人がその締約国際機関の官庁における第二の使用言語を表示するように要求される場合には、国際出願の言語に加えて、その第二言語の表示。

第10規則
国際出願に関する手数料

(1) ［削除］

(2) *［支払われる手数料］*

国際出願は、料金表第２項に示す又は言及する基本手数料、付加手数料及び／又は個別手数料並びに該当する場合には、追加手数料の支払の対象となる。これらの手数料は、十年間について支払う。

(3) ［削除］

第11規則
商品及びサービスの分類又はそれらの表示に関するもの以外の欠陥

(1) ［削除］

(2) *［出願人が是正すべき欠陥］*

(a) 国際事務局は、国際出願が(3)、(4)及び(6)の規定並びに第12規則及び第13規則にいうもの以外の欠陥を含むと判断した場合には、その欠陥を出願人に通報し、同時に本国官庁に通報する。

(b) 国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に、出願人は、その欠陥を是正することができる。欠陥が国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に是正されないときは、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を出願人及び本国官庁に同時に通報する。

(3) *［出願人又は本国官庁が是正すべき欠陥］*

(a) (2)の規定にかかわらず、本国官庁が第10規則に基づく手数料を国際事務局に支払い、かつ、

国際事務局が受領した手数料の額が所定の額よりも少ないと判断した場合には、国際事務局は、出願人及び本国官庁に同時に通報する。その通報には、不足の額を明記する。

(b) 国際事務局による通報の日から三月以内に、本国官庁又は出願人は、その不足額を支払うことができる。不足額が、国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に支払われないときは、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を出願人及び本国官庁に同時に通報する。

(4) *［本国官庁が是正すべき欠陥］*

(a) 国際事務局は、次に掲げる場合には、本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

(i) 国際出願が第２規則に規定する要件を満たしていないこと、又は第９規則(2)(a)の規定に基づき定められた公式様式で提出されなかったことを発見した場合

(ii) 国際出願が第15規則(1)に規定する欠陥のいずれかを含んでいることを発見した場合

(iii) 国際出願がその提出に係る出願人適格に関する欠陥を含んでいるものと判断した場合

(iv) 国際出願が第９規則(5)(d)に規定する本国官庁による宣言に関する欠陥を含んでいるものと判断した場合

(v) ［削除］

(vi) 国際出願が本国官庁により署名されていないことを発見した場合、又は

(vii) 国際出願が基礎出願又は基礎登録の日付及び番号を含まないということを発見した場合

(b) 本国官庁は、国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内にその欠陥を是正することができる。欠陥が、国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に是正されないときは、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を本国官庁及び出願人に同時に通報する。

(5) *［手数料の返還］*

(2)(b)、(3)又は(4)(b)の規定に従い、国際出願が放棄されたものとみなされた場合には、国際事務局は、料金表第2.1.1項に規定する基本手数料の二分の一に相当する額を減じた後、当該出願に関して支払われた手数料をその支払者に返還する。

(6) *［締約国の指定に関するその他の欠陥］*

(a) 議定書第３条(4)の規定に従い、本国官庁が国際出願を受理した日から二月以内に国際事務局がその国際出願を受理し、かつ、第９規則(5)(f)の規定に従い標章の使用意思の宣言が要求されているにもかかわらず、これが欠如しているか又は該当する要件を満たしていないと国際事務局が判断した場合には、国際事務局は、速やかにその旨を出願人及び本国官庁に同時に通報する。

(b) 国際事務局が(a)の規定にいう二月の期間内に欠如していた宣言書又は修正された宣言書を受領したときは、標章の使用意思の宣言書は、国際出願とともに国際事務局により受領されていたものとみなされる。

(c) 国際事務局が(b)の規定による二月の期間後に欠如していた宣言書又は修正された宣言書を受領したときは、国際出願は、標章の使用意思の宣言書が要求される締約国の指定を含まないものとみなされる。

国際事務局は、その旨を出願人及び本国官庁に同時に通報し、その締約国に既に支払われた指定の手数料を返還し、当該締約国の指定は、第24規則の規定に基づく事後指定として行うことができる旨を表示する。ただし、かかる指定は、必要とされる宣言書を伴うことを条件とする。

(7) *［それ自体国際出願とみなされないもの］*

国際出願が、出願人から国際事務局へ直接提出された場合又は第６規則(1)の規定に基づき適用することができる要件を満たしていない場合には、それ自体国際出願とはみなされず送付者に返却される。

第12規則
商品及びサービスの分類に関する欠陥

(1) *［分類の提案］*

(a) 国際事務局は、国際出願が第９規則(4)(a)(xiii)に規定する要件を満たしていないと判断したときは、分類及び区分けについて自己の提案を行い、当該提案の通報を本国官庁に送付し、同時に出願人に通報する。

(b) 提案の通報には、提案された分類及び区分けの結果として支払うべき手数料があれば、その額を記載する。

(2) *［提案と異なる意見］*

本国官庁は、提案の通報の日から三月以内に、提案された分類及び区分けについて国際事務局に意見を提出することができる。

(3) *［提案の督促］*

(1)(a)に規定する通報の日から二月以内に、本国官庁が提案された分類及び区分けについての意見を提出しないときは、国際事務局は、その提案を再び本国官庁及び出願人に送付する。かかる通報の送付は、(2)に規定する三月の期間に影響を及ぼさない。

(4) *［提案の取下げ］*

(2)の規定に基づき通報された意見に照らして、国際事務局がその提案を取り下げるときは、国際事務局は、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

(5) *［提案の修正］*

(2)の規定に基づき提出された意見に照らして、国際事務局がその提案を修正するときは、国際事務局は、その修正及びその結果(1)(b)の規定に基づき示される額の変更を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

(6) *［提案の適確性の確認］*

(2)の規定にいう意見にかかわらず、国際事務局がその提案の適確性を確認するときは、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

(7) *［手数料］*

(a) (2)の規定に基づく意見が国際事務局に通報されなかったときは、(1)(b)の規定にいう額は、(1)(a)の規定にいう通報の日から四月以内に支払うべきものとし、これを怠ったときは、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

(b) (2)の規定に基づく意見が国際事務局に通報されたときは、(1)(b)又は該当する場合には(5)の規定にいう額が、それぞれ場合に応じ、国際事務局による(5)又は(6)の規定に基づく提案の修正又はその適確性の確認がなされた日から三月以内に支払われるべきものとし、これを怠ったときは、国際出願は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

(c) (2)の規定に基づき国際事務局に意見が通報され、かつ、当該意見に照らして、国際事務局が(4)の規定に従ってその提案を取り下げたときは、(1)(b)の規定にいう額は、支払わなくてよい。

(8) *[手数料の返還]*

(7)の規定に従い、国際出願が放棄されたものとみなされた場合には、国際事務局は、料金表第2.1.1項に示す基本手数料の二分の一に相当する額を減じた後、当該出願に関して支払われた手数料をその支払者に返還する。

(8の2) *[限定の審査]*

国際事務局は、(1)(a)及び(2)から(6)までの規定を準用し、国際出願に含まれる限定を審査する。国際事務局は、(1)から(6)までの規定に従い補正された国際出願の限定に記載される商品及びサービスが、商品及びサービスの国際分類に基づき区分けできない場合には、欠陥通報を出す。当該欠陥が欠陥通報の日から三月以内に是正されない場合には、限定は当該商品及びサービスを含まないものとみなされる。

(9) *[登録における分類]*

国際出願について該当する他の要件に合致することを条件として、標章は国際事務局が正しいと判断する分類及び区分けで登録される。

第13規則
商品及びサービスの表示に関する欠陥

(1) *[国際事務局から本国官庁に対する欠陥の通報]*

国際事務局は、商品及びサービスが分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確である用語によって国際出願に表示されていると判断したときは、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。同一の通報において、国際事務局はそれに代わる用語又は用語の削除を勧告することができる。

(2) *[欠陥の是正に許可される期間]*

(a) 本国官庁は、(1)の規定にいう通報の日から三月以内に欠陥を是正するための提案をすることができる。

(b) 欠陥の是正のため、国際事務局が受け入れることができる提案が(a)に示す期間内にされなかったときは、国際事務局は、国際登録には国際出願で用いられた用語を含める。ただし、本国官庁がその用語が分類されるべき類を明記することを条件とする。国際登録には、国際事務局の意見により、それぞれ場合に応じ、分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確である旨の表示を含める。本国官庁がいかなる類も明記しない場合には、国際事務局は職権でその用語を削除し、かつ、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

第三章 国際登録

第14規則
国際登録簿への標章の登録

(1) *［国際登録簿への標章の登録］*

国際事務局は、国際出願が該当する要件に合致すると認めた場合には、標章を国際登録簿に登録し、国際登録について指定締約国の官庁に通報し、その旨を本国官庁へ通報し、かつ、名義人に証明書を送付する。本国官庁が希望し、かつ、その旨を国際事務局に通報していた場合には、証明書は、本国官庁を通じて名義人に送付される。

(2) *［登録の内容］*

国際登録は、次のものを含む。

(i) 国際出願に含まれるすべての情報。ただし、先の出願の日が国際登録日の六月以上前である場合には、第９規則(4)(a)(iv)の規定に基づく優先権主張を除く

(ii) 国際登録の日

(iii) 国際登録の番号

(iv) 標章が図形的要素の国際分類に従って分類することができ、かつ、国際出願に標章が標準文字によるものであるとみなされることを出願人が望む旨の宣言を含んでいない場合には、国際事務局が決定する当該分類の関連する分類記号

(v) ［削除］

(vi) 優先順位(seniority)が主張されている先行する標章が登録されている一又は二以上の加盟国に関する第９規則(5)(g)(i)に従って国際出願に添付された表示、その先行する標章の登録が発効した日付、及び関連する登録番号

第15規則
国際登録の日

(1) *［国際登録の日に影響する欠陥］*

国際事務局により受理された国際出願が、次の要素をすべて含まない場合には、国際登録の日は、不足している要素の最後のものが国際事務局に届いた日とする。ただし、議定書第３条(4)に規定する二月の期限内に不足している要素の最後のものが国際事務局に届いた場合には、国際登録の日は、瑕疵を有する国際出願が本国官庁によって受理された日とする。

(i) 出願人を特定でき、かつ、当該出願人又はその代理人がいる場合には、当該代理人に連絡をするに十分なものと認められる表示

(ii) 指定した締約国

(iii) 標章の表示

(iv) 標章の登録を求める商品及びサービスの表示

(2) *［他の場合における国際登録の日］*

他の場合には、国際登録の日は議定書第３条(4)に従い決定された日とする。

第四章 国際登録に影響する締約国における事実

第16規則
議定書第５条(2)(c)に基づく異議の申立てによる暫定的拒絶の通報の可能性

(1) *[異議の申立ての可能性に関する通報]*

(a) 議定書第９条の６(1)(b)の規定に従うことを条件として、議定書第５条(2)(b)及び(c)第一文に基づき締約国が宣言を行っている場合であって、異議の申立て期間があまりにも遅く満了するために、議定書第５条(2)(b)に規定する18月の期間内には異議の申立てに基づく暫定的拒絶を国際事務局に通報できないということがその締約国を指定している国際登録について明白となった場合には、当該締約国の官庁は、国際登録の番号及び名義人の氏名又は名称を国際事務局に通報する。

(b) (a)の規定にいう通報の通信の際に、異議の申立て期間の開始日及び終了日が知られている場合には、当該日を当該通信に表示する。当該日を、その時に知り得ない場合には、それらが判明次第、国際事務局に通報する[1]。

(c) (a)の規定の適用があり、かつ、(a)の規定にいう官庁が、同規定にいう18月の期間の満了前に、異議の申立ての期限が18月の期間の満了に先立つ30日以内に満了すること及び異議の申立てが当該30日の間になされるかもしれないとの可能性を国際事務局に通報した場合には、同期間中にされた異議の申立てに基づく暫定的拒絶を国際事務局に対し異議の申立ての日から一月以内に通報することができる。

(2) *[通報の記録及び送付]*

国際事務局は、(1)の規定に基づき受領した通報を国際登録簿に記録し、名義人に送付する。

第17規則
暫定的拒絶

(1) *[暫定的拒絶の通報]*

(a) 暫定的拒絶の通報は、通報を行う官庁が、当該締約国において保護が与えられないと判断する理由を声明する宣言（「職権による暫定的拒絶」）、又は異議の申立てが提出されたために、当該締約国において保護が与えられない旨の宣言（「異議の申立てに基づく暫定的拒絶」）又はこれらの双方によって構成することができる。

(b) 暫定的拒絶の通報は、一の国際登録ごとに行うものとし、通報を行う官庁により日付が付され、かつ、署名される。

(2) *[通報の内容]*

暫定的拒絶の通報は次のものを含むか又は表示する。

(i) 通報を行う官庁

(ii) 国際登録の番号、好ましくは標章の言語的要素又は基礎出願若しくは基礎登録の番号等の

---

[1] この規則の採択に当たり、マドリッド同盟総会は、異議期間が延長できるのであれば、官庁は異議申立ての開始日のみを通知できることを了解する。

ような国際登録の同一性を確認できるその他の表示を付記したもの

(iii) ［削除］

(iv) 対応する法令の本質的規定への言及とともに暫定的拒絶の根拠となるすべての理由

(v) 暫定的拒絶の根拠となる理由が国際登録の対象である標章と抵触すると思われる出願又は登録の対象となっている標章と関係する場合には、先行する標章の出願日及び番号、もしあるのなら優先日、可能なときは登録日及び番号、所有者及び代理人がいる場合はその氏名又は名称、及び可能であればそのあて先、並びに先行する標章の表示又は当該表示の入手方法の記載、併せて、先行する標章の出願又は登録におけるすべての若しくは該当する商品及びサービスの一覧。当該一覧は、当該出願又は登録の言語によることができるものと解される。

(vi) 暫定的拒絶の根拠となる理由がすべての商品及びサービスに影響するものであること、又は当該暫定的拒絶により影響を受ける商品及びサービスの表示若しくは当該暫定的拒絶により影響を受けない商品及びサービスの表示

(vii) 職権による暫定的拒絶若しくは異議の申立てに基づく暫定的拒絶に対する再審査請求若しくは抗告を提出するための、又は異議の申立てに対する応答を提出するための最低でも2ヶ月の期限[2]

(viii) 国際事務局が名義人に通報の写しを送付する日若しくは名義人がその写しを受領する日以外に(2)(vii)の規定で言及される応答期間が開始する場合には、当該期間の開始日及び終了日の表示

(ix) 再審査、抗告又は応答を提出すべき当局、及び、

(x) 該当する場合には、再審査の請求、抗告又は応答は、拒絶を言い渡した官庁の締約国の領域内にあて先を有する代理人を通じて提出しなければならない旨の表示

(3) *［異議の申立てに基づく暫定的拒絶の通報に関する追加的要件］*

保護の暫定的拒絶が異議の申立てに基づく場合又は異議の申立て及びその他の理由に基づく場合には、通報には、(2)の規定にいう要件に従うことに加え、その事実並びに異議申立人及び代理人がいる場合はその氏名又は名称、及び可能であればそのあて先を含める。もっとも、(2)(v)の規定にかかわらず、異議の申立てが出願又は登録の対象となっている標章に基づく場合には、通報を行った官庁は、当該異議の申立てに係る商品及びサービスの一覧を通報しなければならず、かつ、追加的に、当該先の出願又は登録のすべての商品及びサービスの一覧を通報することができる。なお当該一覧は、先の出願又は登録の言語によることができる。

(4) *［記録；通報の写しの送付］*

国際事務局は、通報に含まれた情報及び通報が国際事務局に送付された日付の表示又は第18規則(1)(d)の規定に基づき国際事務局に送付されたものとみなされる日付の表示とともに、暫定的拒絶を国際登録簿に記録する。また、国際事務局は、本国官庁がかかる写しの受領を希望する旨を国際事務局に通報していたときは、当該本国官庁にこれらの写しを送付し、同時に名義人に送付する。

(5) *［再審査の可能性に関する宣言］*

---

[2] この規定を採択するにあたり、マドリッド同盟総会は、法律が60暦日又は連続した日数という期限を定めている締約国は、第17(2)(vii)規則で定められた要件を満たしていることを了解した。

(a) ［削除］

(b) ［削除］

(c) ［削除］

(d) 締約国の官庁は、宣言において、事務局長に、当該締約国の法令に従って次のことを通報することができる。

(i) 国際事務局に通報された暫定的拒絶が、名義人によって再審査が請求されたか否かを問わず、当該官庁による再審査の対象となること、及び

(ii) 当該再審査においてなされた決定を、その官庁に対する更なる再審査又は抗告の対象とすることができること。この宣言が適用され、かつその官庁が当該決定について関係する国際登録の名義人に対し直接通報する立場にない場合には、その標章の保護に関する当該官庁に対するすべての手続が完了していなくとも、その官庁は、当該決定の後直ちに第１８規則の３（２）又は（３）の規定にいう声明を、国際事務局に送付する。その標章の保護に影響する更なる決定は第１８規則の３（４）の規定に従って国際事務局に送付される。

(e) 締約国の官庁は、宣言において、当該締約国の法令に従って国際事務局に通報された職権による暫定的拒絶は、当該官庁に対する再審査の対象とならない旨を事務局長に通報することができる。この宣言が適用される場合には、当該官庁による職権による暫定的拒絶の通報はすべて、第１８規則の３（２）（ⅱ）又は（３）の規定に従った声明であるとみなされる。

(6) ［削除］

(7) *［暫定的拒絶に対する応答期間に関する情報］*

締約国は、国際事務局に対し、（２）（ⅶ）の規定で言及される期間の長さ及びその計算方法について通知する。

第18規則
欠陥のある暫定的拒絶の通報

(1) *［一般］*

(a) 指定締約国の官庁によって通報された暫定的拒絶の通報は、次に該当するときは、それだけでは国際事務局により暫定的拒絶の通報とはみなされない。

(i) 国際登録番号が含まれていないとき。ただし、当該通報に含まれている他の表示が暫定的拒絶に関係する国際登録を特定している場合を除く。

(ii) 暫定的拒絶の通報に拒絶の理由が表示されていないとき、又は

(iii) 暫定的拒絶の通報が国際事務局にあまりにも遅れて送付されたとき。すなわち、国際事務局が、国際登録又は事後指定の通知の日から、議定書第５条(2)(a)の規定に基づき、又は、議定書第９条の６(1)(b)の規定に従うことを条件として、議定書第５条(2)(b)又は(c)(ii)の規定に基づき定められた期限後に送付されたとき。

(b) (a)の規定が適用される場合には、国際事務局は、通報の写しを名義人に送付する一方、同時に、名義人及び通報を送付した官庁に、国際事務局がそれだけでは暫定的拒絶の通報とはみなさない旨を通報し、当該通報にはその理由を表示する。

(c) 通報が次に該当するときは、国際事務局は国際登録簿に暫定的拒絶を記録する。国際事務局は暫定的拒絶を通報した官庁に指令の日から二月以内に是正された通報を送付するよう指令するものとし、さらに、欠陥のある通報の写し及び当該官庁に送付された指令の写しを名

義人に送付する。

(i) 暫定的拒絶を通報した官庁の署名がなされていないとき、又は第２規則に規定する要件若しくは第６規則(2)の規定に基づき該当する要件を満たしていないとき

(ii) 国際登録の対象となっている標章が抵触すると思われる標章の詳細を含まないとき(第17規則(2)(v)及び(3))

(iii) 第17規則(2)(vi)の要件を満たしていないとき、又は

(iv) [削除]

(v) [削除]

(vi) 異議申立人の氏名又は名称及びあて先並びに異議の申立てに係る商品及びサービスの表示を含まないとき(第17規則(3))

(d) 通報が規則第17規則(2)(vii)から(x)の要件を満たさない場合には、その暫定的拒絶はそのような通報とはみなされず、国際登録簿にも記録されない。国際事務局は、その暫定的拒絶を送付した官庁に対しその旨を通知し、そのようにした理由を示すとともに、名義人に対し瑕疵ある通報の写しを送付しなければならない。ただし、是正された通報が、国際事務局が官庁に対し瑕疵ある通報について通知した日から2ヶ月以内に送付されたときは、その是正された通報は、議定書第５条の規定の適用上、瑕疵ある通報が国際事務局に送付された日付に国際事務局に送付されていたものとみなされ、国際登録に記録される。

(e) 是正された通報は、該当する法令が認めている場合には、第17規則(2)(vii)から(x)に基づき、職権による暫定的拒絶若しくは異議の申立てに基づく暫定的拒絶に対する再審査の請求、抗告、又は異議の申立てに対する応答の提出のための新しい期限を表示するとともに、情報を提供する。

(f) 国際事務局は是正された通報の写しを名義人に送付する。

(2) *[議定書５条(2)(c)に基づく暫定的拒絶の通報]*

(a) [削除]

(b) (1)(a)の規定は、関係締約国の官庁が議定書第５条(2)(c)(i)に規定する通報を国際事務局にしなければならない期限の満了前にその期限が満たされているか否かを決定するために適用する。かかる通報がその期限の満了後にされたときは、その通報はされなかったものとみなされ、国際事務局は、その旨を関係官庁に通報する。

(c) 議定書第５条(2)(c)(i)の要件を満たすことなく、議定書第５条(2)(c)(ii)の規定に基づく異議の申立てに基づいて暫定的拒絶の通報が行われた場合には、当該通報は、暫定的拒絶の通報とはみなされない。かかる場合には、国際事務局は、通報の写しを名義人に送付する一方、同時に、名義人及び通報を送付した官庁にそれだけでは暫定的拒絶の通報とみなすことはできない旨を通報し、当該通報にはその理由を示すものとする。

第18規則の２
指定締約国における標章の中間的なステータス

(1) *[職権による審査は完了したが、第三者による異議申立て又は意見の表明の可能性があるとき]*

(a) 暫定的拒絶の通報をしていない官庁は、議定書第5条(2)(a)若しくは(b)の規定に定められた期間内に、国際事務局に、職権による審査が完了し拒絶の理由は発見しなかったが、標章の保護は第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明を、その異議申

立て又は意見の表明が提起できる期日を表示した上で送ることができる[3]。

(b) 暫定的拒絶の通報を送付した官庁は、国際事務局に、職権による審査は完了したが、商標の保護は第三者による異議申立て又は意見の表明の対象となっている旨の声明を、異議の申立て又は意見の表明が提起できる期日の表示をした上で送付することができる。

(2) *[記録；名義人への通知及び写しの送付]*

国際事務局は、この規則に基づき受領した声明を国際登録簿に記録し、名義人に通報し、その声明が特定の文書の形式で通報された場合又は複製され得る場合には、名義人にその文書の写しを送付する。

第18規則の３
指定締約国における標章のステータスの最終処分

(1) *[暫定的拒絶の通報が送付されていない場合の保護を与える旨の声明]*[4]

議定書第5条(2)(a)，(b)若しくは(c)の期間満了前に、官庁に対する全ての手続が完了し官庁が保護を拒絶する理由がないときは、その官庁は、当該期間満了前、かつ、できる限り速やかに、その締約国における国際登録の対象となっている標章に保護を与える旨の声明を国際事務局に送付する[5]。

(2) *[暫定的拒絶の後の保護を与える旨の声明]*

(3)の規定に基づく声明を送付した場合を除き、暫定的拒絶の通報を送付した官庁は、標章の保護に関する当該官庁に対する全ての手続が完了した後に、国際事務局に次のいずれかを送付する。

(i) 暫定的拒絶は撤回され、当該標章には、保護を求めた全ての商品及びサービスについて当該締約国における保護が与えられる旨の声明、 又は、

(ii) 当該締約国において標章の保護が与えられる商品及びサービスを表示した声明

(3) *[全部暫定的拒絶の確認]*

全部暫定的拒絶の通報を国際事務局に送付した官庁は、標章の保護に関する当該官庁に対する全ての手続が完了し、全ての商品及びサービスについて当該締約国における標章の保護の拒絶を確認することを決定した場合は、その旨の声明を国際事務局に送付する。

(4) *[更なる決定]*

暫定的拒絶通報が議定書の第5条(2)に基づく期限内に送付されなかった場合、又は(1)、(2)又は(3)の規定に基づき声明を送付した後、官庁又は他の当局による更なる決定が標章の保護に影響を与える場合には、当該官庁は、第19規則の規定を害することなく、その決定について確認できる範囲で、標章のステータス、及び該当するときは、当該締約国においてその標

---

[3] マドリッド同盟総会により採択された釈明声明：「第三者による意見の表明に対する第 18 規則の 2 の言及は、そのような意見の表明を法律で規定する締約国にのみ適用される。

[4] 当該規定を採択するにあたり、マドリッド同盟総会は、保護を与える旨の声明は複数の国際登録に関連するものであり、これらの国際登録を特定できるような電子的又は紙面で送付されるリスト様式を採り得うることを了解した。

[5] 当該規則の(1)及び(2)を採択するに当たり、マドリッド同盟総会は、第 34 規則(3)が適用される場合には、保護の認容が第二の部分の料金の支払いの対象となることを了解した。

章が保護される商品及びサービスを表示した更なる声明を国際事務局に送付する[6]。

(5) *［記録；名義人への通知と写しの送付］*

国際事務局は、この規則に基づき受領した声明を国際登録簿に記録し名義人に通報し、その声明が特定の文書の形式で通報された場合又は複製され得る場合には、名義人にその文書の写しを送付する。

---

[6] マドリッド同盟総会により採択された解釈声明：「第 18 規則の 3(4)の標章の保護に影響を与える更なる決定の言及は、官庁が当該官庁に対する手続が完了したことを既に述べたという事実に関わらず、例えば*原状回復の取り戻し*の場合のように更なる決定が官庁によって行われた場合を含む。」

第19規則
指定締約国における無効

(1) *[無効の通報の内容]*

国際登録の効果が議定書第５条(6)の規定に基づき指定締約国において無効とされ、かつ、その無効がもはや抗告の対象とならない場合には、無効を言い渡した権限のある当局である締約国の官庁は、その旨を国際事務局に通報する。通報には、次のものを含めるか又は表示する。

(i) 無効を宣言した当局

(ii) 無効がもはや抗告の対象とはならないことの事実

(iii) 国際登録の番号

(iv) 名義人の氏名又は名称

(v) 無効がすべての商品及びサービスに影響しないときは、無効が宣言された商品及びサービス又は無効が宣言されていない商品及びサービス

(vi) 無効が宣言された日及び可能であればその効力発生の日

(2) *[無効の記録及び名義人並びに関係官庁への通報]*

(a) 国際事務局は、国際登録簿に無効及び無効の通報に含まれている情報を記録し、名義人へ通報する。また、国際事務局は、無効の通報を通信した官庁に、その官庁が通報の受領を請求していた場合には、国際登録簿に無効が記録された日付を通報する。

(b) 無効は、該当する要件を満たした通報を国際事務局が受領した日付をもって記録されなければならない。

第20規則
名義人の処分権の制限

(1) *[通報の通信]*

(a) 国際登録の名義人又は名義人の締約国の官庁は、名義人の国際登録の処分権が制限された旨を国際事務局に通報し、適当な場合には、関係する締約国を表示することができる。

(b) 指定締約国の官庁は、名義人の処分権が当該締約国の領域内における国際登録について制限された旨を国際事務局に通報することができる。

(c) (a)又は(b)の規定に従いなされる通報は、制限に関する主要な事実の要約書からなるものとする。

(2) *[制限の一部又は全部解除]*

国際事務局が(1)の規定に従い名義人の処分権の制限の通報を受けた場合には、当該通報を行った締約国は、国際事務局に当該制限の一部又は全部の解除についても通報する。

(3) *[記録]*

(a) 国際事務局は、(1) 及び (2) の規定に基づき通信された通報を国際登録簿に記録し、それぞれの場合に応じ名義人、名義人の締約国の官庁及び関係する指定締約国の官庁に通報する。

(b) (1) 及び (2) の規定に基づいて通信された通報は、該当する要件を満たすことを条件として、国際事務局が受領した日付をもって記録されなければならない。

第20規則の２
ライセンス

(1)　*[ライセンスの記録のための申請]*

(a) ライセンスの記録のための申請は、名義人により又は官庁がその提出を認めるときは、名義人の締約国の官庁若しくはライセンス付与に関係する締約国の官庁から、適切な公式様式により国際事務局に対して提出されるものとする。

(b) 申請には以下のものを表示する。

(i) 関係する国際登録の番号

(ii) 名義人の氏名又は名称

(iii) 実施細則に従って記載されたライセンシーの氏名又は名称及びあて先

(iv) ライセンスの付与に関係する指定締約国

(v) ライセンスが国際登録に含まれるすべての商品及びサービスに与えられること、又はライセンスが付与される商品及びサービスであって、商品及びサービスの国際分類の類に従って適切に区分けされた商品及びサービス

(c) 申請には、次のものを表示することができる。

(i) ライセンシーが自然人である場合には、ライセンシーが国民である国

(ii) ライセンシーが法人である場合には、法人の法的性質及びその法令に基づいて法人が設立された国並びに、該当するときは、当該国の地域に関する表示

(iii) 当該ライセンスが、特定の指定締約国域内の一部のみに関するものであること

(iv) ライセンシーが代理人を有している場合には、実施細則に従って記載された代理人の氏名又は名称及びあて先

(v) ライセンスが専用ライセンス又は単独ライセンスである場合には、その旨[7]

(vi) 該当するときは、ライセンスの期間

(d) 申請は、名義人又は申請が提出された官庁によって署名される。

(2)　*[欠陥のある申請]*

(a) ライセンスの記録の申請が(1)(a)、(b)及び(d)の規定の要件を満たしていないときは、国際事務局は、その旨を名義人に通報する。また、その申請が、官庁によって提出されたときはその官庁に通報する。

(b) 欠陥が、国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に是正されないときは、申請は放棄されたものとみなされ、かつ、国際事務局は、その旨を名義人及び申請が官庁によって提出された場合には当該官庁に同時に通報し、手数料を支払った者に、料金表第7項の規定に適応する手数料の二分の一に相当する額を差し引いた後に、納付された手数料を返還する。

(3)　*[記録及び通報]*

(a) 申請が(1)(a)，(b)及び(d)の規定の要件を満たしている場合には、国際事務局は、申請に含まれている情報とともに、国際登録簿に当該ライセンスを記録し、その旨をライセンスの付与に関係する指定締約国の官庁に通報し、名義人及び申請が官庁によって提出された場合

---

[7] マドリッド同盟総会により採択された解釈声明：ライセンスの記録の申請が、そのライセンスが専用ライセンス又は単独ライセンスであるという第20規則の2(1)(c)(v)による表示を含まないときは、それは専用ライセン

には当該官庁に、同時に通報する。

(b) ライセンスは、該当する要件を満たす申請を国際事務局が受領した日付をもって記録されなければならない。

(c) (b)の規定にかかわらず、第5規則の2に基づいて処理の継続が記録された場合、ライセンスは、(2)(b)に規定された期限の満了日をもって国際登録簿に記録されなければならない。

(4) *[ライセンスの記録の修正又は取消し]*

(1)から(3)までの規定は、ライセンスの記録の修正又は取消しに関する申請に準用される。

(5) *[ライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言]*

(a) 国際事務局からその締約国に関するライセンスの記録の通報を受けた指定締約国の官庁は、当該締約国においてはその記録が効力を有しない旨を宣言することができる。

(b) (a)の規定にいう宣言は、以下のものを表示する。

(i) ライセンスの記録が効力を有しない理由

(ii) 宣言が、ライセンスに関するすべての商品又はサービスに影響するものでない場合には、当該宣言により影響を受ける商品及びサービス又は宣言により影響を受けない商品及びサービス

(iii) 対応する法令の主要な条項、及び

(iv) かかる宣言を再審査又は抗告の対象とすることができるかどうか

(c) (a)の規定にいう宣言は、(3)の規定にいう通報が関係官庁に送付された日から18月の満了前に、国際事務局に送付される。

(d) 国際事務局は、(c)の規定に従って行われた宣言を国際登録簿に記録するものとし、ライセンスの記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）に通報する。当該宣言は、該当する要件を満たす通信を国際事務局が受領した日付をもって記録されなければならない。

(e) (c)の規定に従って行われた宣言に関する最終決定は、国際事務局に通報される。国際事務局は、それを国際登録簿に記録し、ライセンスの記録を申請した当事者（名義人又は官庁）に通報する。

(6) *[締約国においては、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言]*

(a) 商標ライセンスの記録を法令が定めていない締約国の官庁は、その締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。

(b) 商標ライセンスの記録を法令が定めている締約国の官庁は、この規則の効力が生じる日の前又は当該締約国が議定書に拘束される日の前に、締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。このような通報はいつでも撤回することができる[8]。

スではないと考えてもよい。

[8] マドリッド同盟総会により採択された解釈声明：「第20規則の2(6)(a)は、商標ライセンスの記録を定めていない締約国による通報の事例を扱う；そのような通報はいつでもできる。一方で、(b)は、商標ライセンスの記録を法令が定めているが、その時点では国際登録のライセンスの記録に効力を与えることができない締約国による通報の事例を扱う；この後者の通報はいつでも取り下げることができるが、この規則が効力を生じる前又は締約国が協定又は議定書に拘束されるようになる前にのみすることができる。」

第21規則
国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) *［申請及び通報］*

国際登録又は事後指定の通知の日以後，議定書第4条の2(2)の規定に従い、名義人は、それぞれの場合に応じ、指定締約国の官庁の登録簿に国際登録について記録すべき旨の申請を直接その官庁へ提出することができる。当該申請を受けた官庁は、国内登録若しくは広域登録又は二つ以上の登録が、国際登録によって代替されている旨をその国内登録簿に記録した場合には、その旨を国際事務局に通報する。かかる通報には、次のものを表示する。

(i) 関係する国際登録の番号

(ii) 代替が、国際登録に係る一又は複数の商品及びサービスのみに関係する場合には、当該商品及びサービスの表示、及び

(iii) 国際登録によって代替された国内登録若しくは広域登録又は二つ以上の登録の出願日及び出願番号並びに登録日及び登録番号、及び優先日(該当する場合)

この通報には、国内登録又は広域登録又は二つ以上の登録により生ずる他の権利に基づく情報を含めることができる。

(2) *［記録］*

(a) 国際事務局は、(1)の規定に基づき通報された表示を国際登録簿に記録し、その旨を名義人に通報する。

(b) (1) の規定に基づき通報された表示は、該当する要件を満たす申請を国際事務局が受領した日付をもって記録されなければならない。

(3) *［代替に関する詳細］*

(a) 国際登録の対象となる標章の保護は、部分的であっても、国際登録によって代替されるとみなされる国内登録又は広域登録に基づき拒絶することはできない。

(b) 国内登録又は広域登録及びそれらを代替する国際登録は共存できなければならない。名義人は、国際登録によって代替されたとみなされる国内登録又は広域登録の放棄又は取消を求められることはなく、更新を希望する場合には、適用される国内法又は域内法に基づき当該登録を更新することができる。

(c) 指定締約国官庁は、その登録簿に記録する前に、議定書第4条の2(1)に規定する条件が満たされているか否かを決定するため、(1)に規定する申請を審査する。

(d) 国内登録又は広域登録の代替に関する指定商品及び指定役務は、国際登録の指定商品及び指定役務に含まれていなければならない。代替は、国内登録又は広域登録における一部の指定商品及び指定役務のみに関わるものである。

(e) 議定書第4条(1)(a)の規定に従い、当該指定締約国においてその国際登録が効力を生じた日から、国内登録又は広域登録は国際登録に代替されたものとみなす。

第21規則の２
優先順位の主張に関する他の事実

(1) *[優先順位（Seniority）の主張の最終拒絶]*
優先順位の主張が締約国際機関の指定に関して国際登録簿に登録されている場合には、その機関の官庁はそのような主張の有効性の全部又は一部を拒絶する最終決定を国際事務局に通知する。

(2) *[国際登録の後に主張される優先順位（Seniority）]*
締約国際機関を指定する国際登録の名義人がその締約国際機関の法律に基づいてその機関の加盟国において又はその機関の加盟国に対して登録されている一又は二以上の商標の優先順位を直接その機関の官庁に主張している場合、及びそのような主張が関係する官庁によって承認されている場合には、その官庁はその事実を国際事務局に通知する。その通知には、以下を表示する。

(i) 関係する国際登録の番号、及び

(ii) 先行する標章が登録されている一又は二以上の加盟国、その先行する標章の登録が発効した日付、及び関連する登録番号。

(3) *[優先順位（Seniority）の主張に影響を及ぼす他の決定]*
締約国際機関の官庁は、国際登録簿に登録されている優先順位の主張に影響を及ぼす取下げ及び取消しを含む追加の最終決定を国際事務局に通知する。

(4) *[国際登録簿への登録]*
国際事務局は、(1)から(3)に基づいて通知された情報を国際登録簿に登録する。

第22規則
基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の効果の終了

(1) *[基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の効果の終了に関する通報]*

(a) 議定書第６条(3)及び(4)の規定が適用される場合には、本国官庁は、その旨を国際事務局に通報し、かつ、次のものを表示する。

(i) 国際登録の番号

(ii) 名義人の氏名又は名称

(iii) 基礎登録に影響する事実及び決定、関係する国際登録が登録に至らない基礎出願に基づいている場合には、その基礎出願に影響する事実及び決定、又は国際登録が登録に至った基礎出願に基づいている場合には、その登録に影響する事実及び決定並びにこれらの事実及び決定の効力が生じる日

(iv) 当該事実及び決定が国際登録の商品及びサービスの一部にのみ影響する場合には、当該事実及び決定により影響を受ける当該一部の商品及びサービス、又は当該事実及び決定により影響を受けない商品及びサービス

(b) 議定書第６条(3)(i)、(ii)又は(iii)に規定する手続が、五年の期間の満了前に開始されたが、その期間の満了前に議定書第６条(3)の第二文に規定する最終の決定又は議定書第６条(3)の第三文に規定する取下げ若しくは放棄に至らない場合には、本国官庁は、それらの事実を確認したときであって、かつ、当該期間の満了後できる限り速やかに、その旨を国際

事務局に通報する。

(c) (b)の規定にいう手続が、議定書第６条(3)の第二文に規定する最終の決定又は議定書第６条(3)の第三文に規定する取下げ若しくは放棄に至った場合には、本国官庁が、それらの事実を確認したときには、その旨を国際事務局に速やかに通報し、かつ、その通報には(a)(i)から(iv)までの規定にいう表示をする。(b)に規定する手続が完了し、かつ、当該最終の決定、取下げ、又は放棄のいずれにも至っていない場合には、当該本国官庁は、確認できる場合又は名義人の申請により、その旨を国際事務局に速やかに通報する。

(2) *[通報の記録及び送付並びに国際登録の取消し]*

(a) 国際事務局は、(1)に規定する通報を国際登録簿に記録し、指定締約国の官庁及び名義人に通報の写しを送付する。

(b) (1)(a)又は(c)に規定する通報が国際登録の取消しを要求し、同(a)又は(c)の要件を満たす場合には、国際事務局は、該当する範囲で国際登録簿の国際登録を取り消す。国際事務局は、当該通報の後、取り消された国際登録に基づき記録された名義人の一部変更又は分割から生じる国際登録、及び併合から生じる国際登録を該当する範囲で取り消す。

(c) 国際登録が(b)の規定に従って国際登録簿から取り消された場合には、国際事務局は指定締約国の官庁及び名義人に、次のことを通報する。

(i) 国際登録が国際登録簿から取り消された日

(ii) 取消しがすべての商品及びサービスに関係する場合には、その事実

(iii) 取消しが一部の商品及びサービスにのみ関係する場合には、(1)(a)(iv)の規定に基づいて表示される商品及びサービス

第23規則
基礎出願、基礎出願から生じる登録又は基礎登録の分割又は併合

(1) *[基礎出願の分割又は基礎出願の併合の通報]*

議定書第６条(3)に規定する五年の期間内に、基礎出願が二以上の出願に分割された場合、又は複数の基礎出願が一の出願に併合された場合には、本国官庁は国際事務局にその旨を通報し、かつ次のものを表示する。

(i) 国際登録の番号、又は国際登録が効果を生じていないときは基礎出願の番号

(ii) 名義人又は出願人の氏名又は名称

(iii) 分割から生じる各出願の番号、又は、併合から生じる出願の番号

(2) *[国際事務局による通報及び記録]*

国際事務局は、(1)に規定する通報を国際登録簿に記録し、指定締約国の官庁及び名義人に同時に通報する。

(3) *[基礎出願から生じた登録の分割若しくは併合又は基礎登録の分割若しくは併合]*

議定書第６条(3)に規定する五年の期間内に基礎出願から生じた登録の分割又は併合並びに議定書第６条(3)に規定する五年の期間内の基礎登録の分割又は併合があった場合、(1)及び(2)の規定を準用する。

第23規則の２
国際事務局を通じて送付する指定締約国の官庁の通信

(1) *[規則に含まれていない通信]*
指定締約国の官庁は、当該官庁の代わりに国際事務局が名義人に国際登録に関する通信を送付するよう要求することができる。

(2) *[通信の形式]*
国際事務局は、当該官庁により送付される（1）に規定する通信の形式を定める。

(3) *[名義人に対する送付]*
国際事務局は、（1）に規定する通信を、その内容の審査や、国際登録簿への記録をすることなく、国際事務局が定めた形式により名義人に送付する。

第五章 事後指定及び変更

第24規則
国際登録に対する事後指定

(1) *[資格]*
(a) 締約国は、名義人がその指定の時点において、議定書第２条に基づき、名義人が国際登録の名義人としての条件を満たす場合には、国際登録後、事後的になされる指定（以下「事後指定」という）の対象となることができる。
(b) ［削除］
(c) ［削除］

(2) *[提出並びに様式及び署名]*
(a) 事後指定は、名義人又は名義人の締約国の官庁が国際事務局に提出する。ただし、
(i) ［削除］
(ii) ［削除］
(iii) (7)が適用される場合には、転換に起因する事後指定は、締約国際機関の官庁によって提出されなければならない。
(b) 事後指定は、公式様式により提出されるものとする。当該指定が名義人によって提出される場合には、名義人が署名するものとする。官庁によって提出される場合には、当該官庁が署名し、その官庁が要求する場合には、名義人も署名する。官庁によって提出され、当該官庁が、名義人に署名することは要求しないが、名義人による署名を認める場合には、名義人もまた署名することができる。

(3) *[内容]*
(a) (7)(b)に従って、事後指定は、以下のものを含むか又は表示する。
(i) 関係する国際登録の番号
(ii) 名義人の氏名又は名称
(iii) 指定する締約国
(iv) 事後指定が関係する国際登録のすべての商品及びサービスに係る場合にはその事実、又は事後指定が関係する国際登録の商品及びサービスの一部のみに係る場合には、それらの商

品及びサービス

(v) 支払われる手数料の額及び支払方法又は国際事務局に開設された口座から必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに支払をなす者又は当該指示をする者の特定

(vi) 事後指定が官庁により提出された場合には、当該官庁がそれを受理した日

(b) 事後指定が第７規則(2)の規定に基づく通報を行った締約国に関係する場合には、その事後指定は、その締約国の領域内における標章の使用意思の宣言書をも含むものとする。その宣言書は、当該締約国の要求に従い、

(i) 名義人自身により署名され、事後指定に添付された別個の公式様式により作成されるものとし、又は

(ii) 事後指定に含められる。

(c) 事後指定には、以下のものを含めることができる。

(i) それぞれの場合に応じ、第９規則(4)(b)に規定する表示及び翻訳

(ii) 事後指定が、関係する国際登録に関する変更若しくは取消しについての記録の後に又は国際登録の更新の後に効果を生じる旨の申請

(iii) 事後指定が締約国際機関に関する場合には、事後指定に添付された別個の公式様式により作成される、第９規則(5)(g)(i)に規定する表示及び第９規則(5)(g)(ii)に規定する表示

(d) ［削除］

(4) *［手数料］*

事後指定は、料金表第５項に示す手数料の支払の対象とする。

(5) *［欠陥］*

(a) 事後指定が該当する要件を満たしていないときは、(10)の規定に従うことを条件として、国際事務局は、その事実を名義人に及び事後指定が官庁によって提出されたときはその官庁に通報する。事後指定が国際登録の一部の商品及びサービスのみに係る場合には、第12規則及び第13規則に基づき是正すべきあらゆる欠陥に関する通信は、名義人及び国際事務局の間でなされるべきであるという例外をもって、当該規則が準用される。国際事務局は、事後指定に記載されたすべての商品及びサービスが、国際登録の商品及びサービスの国際分類の分類に従い区分けすることができない場合には、欠陥とする。

(b) 欠陥が、国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に是正されないときは、事後指定は放棄されたものとみなされ、かつ、国際事務局は、その旨を名義人及び事後指定が官庁によって提出された場合には当該官庁に同時に通報し、手数料を支払った者に、料金表第5.1項に示す基本手数料の二分の一に相当する額を差し引いた後に、納付された手数料を返還する。

(c) (a)及び(b)の規定にかかわらず、(3)(b)(i)の規定の要件が、指定された締約国の一又は二以上について満たされていない場合には、当該事後指定は、それらの締約国の指定を含まないものとみなされ、かつ、それらの締約国に関して既に支払われた付加手数料又は個別手数料は払い戻される。いずれの指定締約国についても(3)(b)(i)の規定の要件が満たされない場合には、(b)の規定を適用する。

(6) *［事後指定の日］*

(a) 名義人により直接国際事務局に提出された事後指定は、(c)(i)の規定に従うことを条件として、国際事務局による受理の日を付す。

(b) 官庁により国際事務局に提出された事後指定は、(c)(i)、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、当該官庁がこれを受理した日を付す。ただし、その日から二月以内に当該指定を

国際事務局が受理した場合に限る。国際事務局が当該期間内に事後指定を受理しなかったときは、(c)(i)、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、国際事務局が受理した日を付す。

(c) 事後指定が適用される要件を満たさず、かつ、その欠陥が(5)(a)に規定する通報の日から三月以内に是正された場合には、

(i) 当該事後指定は、欠陥が(3)(a)(i)、(iii)及び(iv)並びに(b)(i)に規定する要件に関係する場合には、その指定が適正になった日を付す。ただし、当該指定が指定官庁により国際事務局に提出され、かつ、その欠陥が(b)に規定する二月の期間内に是正された場合はこの限りでない。ただし書きの場合、事後指定は当該官庁が受理した日を付す

(ii) (a)又は(b)の規定に基づき定められる日は、それぞれ場合に応じ、(3)(a)(i)、(iii)及び(iv)並びに(b)(i)の規定に定めるもの以外の要件に関する欠陥によっては影響されない。

(d) (a)、(b)及び(c)の規定にかかわらず、事後指定が(3)(c)(ii)の規定に従ってなされた申請を含む場合には、(a)、(b)又は(c)に規定する日付よりも遅い日付を付す。

(e) 事後指定が(7)による転換の場合には、事後指定は当該締約国際機関の指定が国際登録簿に記録された日付を付す。

(7) *[転換（Conversion）に起因する事後指定]*

(a) 締約国際機関の指定が国際登録簿に記録されている場合、及びそのような指定が当該機関の法律に従って取り下げられるか、拒絶されるか、又は失効した場合には、関係する国際登録の名義人は、当該締約国際機関の指定を議定書の当事者である当該機関の加盟国の指定に転換することを要求することができる。

(b) (a)に基づく転換の要求は、以下の事項とともに、(3)(a)(i)から(iii)及び(v)に規定される要素を表示する。

(i) その指定が転換される締約国際機関、及び

(ii) 転換に起因する締約国の事後指定が、その締約国際機関の指定に関するすべての商品及びサービスに係る場合にはその事実、又は、締約国の指定が、当該締約国際機関の指定の商品及びサービスの一部のみに係る場合には、それらの商品及びサービス

(8) *[登録及び通報]*

国際事務局は、事後指定が該当する要件を満たしていると認める場合には、国際登録簿にこれを記録し、事後指定において指定された締約国の官庁及び同時に名義人にその旨を通報し、当該事後指定が官庁によって提出された場合には、当該官庁に通報する。

(9) *[拒絶]*

第16規則から第18規則の３までの規定を準用する。

(10) *[事後指定とみなされないもの]*

(2)(a)に規定される要件が満たされない場合には、事後指定は適切な指定とはみなされず、また、国際事務局は送付者にその旨を通報する。

第25規則
記録の申請

(1) *[申請の提出]*

(a) 記録の申請は、以下のものに関しては公式様式により国際事務局へ提出する。

(i) すべての又は一部の商品及びサービス並びにすべての又は一部の指定締約国に関する国際

登録の名義人の変更

(ii) すべての又は一部の指定締約国に関する指定された商品及びサービスについての限定

(iii) 一部の指定締約国に関するすべての商品及びサービスの放棄

(iv) 名義人の氏名若しくは名称若しくはあて先又は、名義人が法人の場合には、法的性質若しくは名義人の法的性質及び当該国、該当する場合には、当該法人が設立された国内法令に基づく地域の表示の変更

(v) すべての指定締約国に関するすべての又は一部の商品及びサービスの国際登録の取消し

(vi) 代理人の氏名若しくは名称又はあて先の変更

(b) 申請は名義人又は名義人の締約国の官庁により提出される。ただし、名義人の変更の記録の申請は、(2)(a)(iv)の規定に従って当該申請に表示される締約国又は締約国の一の官庁を通じて提出することができる。

(c) [削除]

(d) 申請が名義人によって提出される場合には、当該申請は名義人が署名する。申請が官庁によって提出される場合には、当該官庁が署名し、当該官庁が求める場合には、名義人も署名する。申請が官庁によって提出され、かつ、当該官庁が、名義人に署名することは要求しないが、名義人も署名することを認める場合には、名義人もまた署名することができる。

(2) *[申請の内容]*

(a) (1)(a)の規定に基づく申請には、申請される変更に加え、次のものを含むか又は表示する。

(i) 関連する国際登録の番号

(ii) 名義人の氏名若しくは名称又は代理人の氏名若しくは名称又はあて先に関する変更である場合には、代理人の氏名若しくは名称

(iii) 国際登録の名義人の変更の場合には、実施細則に従い、国際登録の新たな名義人として申請に記載される自然人又は法人(以下「譲受人」という。)の氏名若しくは名称、あて先及び電子メールアドレス

(iv) 国際登録の名義人の変更の場合には、議定書第２条の規定に基づき、譲受人が国際登録の名義人たるべき条件を満たしている締約国

(v) 国際登録の名義人の変更の場合には、(iii)の規定に従い定められた譲受人のあて先が(iv)の規定に従い定められた締約国の領域内になく、しかも譲受人が締約国又は締約国際機関の一における国民であることを表示していないときは、譲受人が国際登録の名義人となるべき条件を満たしている締約国における譲受人の営業所のあて先又は住所

(vi) 国際登録の名義人の変更がすべての商品及びサービス並びにすべての指定締約国に関係しない場合には、その名義人の変更が関係する商品及びサービス並びに指定締約国

(vii) 支払われる手数料の額及び支払方法、又は国際事務局に開設された口座から必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに支払をなす者又は当該指示をする者の特定

(b) 国際登録の名義人の変更の記録の申請には、次のものも含めることができる。

(i) 譲受人が自然人の場合には、譲受人の国籍の表示

(ii) 譲受人が法人の場合には、法人の法的性質及びその法令に基づいて法人が設立された国並びに、該当するときは、当該国の地域に関する表示

(c) 変更又は取消しの記録の申請には、関係する国際登録に関する他の変更、取消し、事後指定の記録の前若しくは後に又は国際登録の更新の後に、記録されるべき旨の申請を含めることができる。

(d) 限定の記録のための申請は、国際登録の限定に表示される商品及びサービスが、商品及びサービスの国際分類の分類に対応する番号に基づき区分けされる又は、限定が一又は二以上の分類において全ての商品及びサービスに影響がある場合には、削除されるべき分類を提示する。

(3) ［削除］

(4) *［複数の譲受人］*

国際登録の名義人の変更の記録の申請が複数の譲受人に言及している場合、譲受人は各自、マドリッド議定書第2条に基づく国際登録の名義人となるべき条件を満たしていなければならない。

第26規則
第25規則に基づく記録の申請の欠陥

(1) *［欠陥のある申請］*

第25規則(1)(a)の規定に基づく申請が該当する要件を満たしていないとき、及び(3)の規定を条件として、国際事務局は、その事実を名義人に通報し、かつ、当該申請が官庁によりなされたときは当該官庁へ通報する。本規則において、申請が限定の記録に係る場合は、国際事務局は、国際登録に記載される限定の分類の番号のみ審査する。

(2) *［欠陥是正のため認められる期間］*

欠陥は、国際事務局による通報の日から三月以内に是正することができる。欠陥が、国際事務局による欠陥の通報の日から三月以内に是正されなかったときは、当該申請は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、名義人にその旨を通報し、官庁が第25規則(1)(a)の規定に基づく申請を提出していた場合には、同時に当該官庁に通報し、かつ、手数料を支払った者に対し、料金表第7項に示す手数料の二分の一に相当する額を差し引いた後に、納付された手数料を返還する。

(3) *［申請とはみなされないもの］*

申請が第25規則(1)(b)の規定の要件を満たしていないときは申請とみなされず、国際事務局は、その旨を送付者に通報する。

第27規則
第25規則に関する記録及び通報、
名義人の変更又は限定が効力を有しない旨の宣言

(1) *［記録及び通報］*

(a) 国際事務局は、第25規則(1)(a)に規定する申請が適式である場合には、速やかに表示、変更又は取消しを国際登録簿に記録し、その旨を当該記録が効力を及ぼす指定締約国の官庁に通報し、又は当該申請が取消しに係るものである場合には、すべての指定締約国の官庁に通報し、同時に名義人及び当該申請が官庁によって提出された場合には当該官庁に通報する。当該記録が名義人の変更に係るものである場合には、国際事務局は名義人の全部変更であるときには前名義人に及び名義人の一部変更であるときには譲渡又は他の方法で移転された国際登録の当該部分の名義人に通報する。取消しの記録の申請が、議定書第6条(3)に規定する

五年の期間内に名義人又は本国官庁以外の官庁により提出された場合には、国際事務局は、その旨を本国官庁にも通報する。

(b) 表示、変更又は取消しは、該当する要件を満たす申請を国際事務局が受領した日付をもって記録される。申請が第25規則(2)(c)の規定に基づいてなされた場合には、後の日付をもって記録することができる。

(c) (b)の規定にかかわらず、第5規則の2に基づいて処理の継続が記録された場合、変更又は取消は、第26規則(2)に規定された期限の満了日をもって国際登録簿に記録されなければならない。ただし、請求が第25規則(2)(c)の規定に基づいてなされた場合には、後の日付をもって記録することができる。

(2) *[名義人の一部変更の記録]*

(a) 商品及びサービスの一部のみ、又は一部の指定締約国のみに関する国際登録の名義人の変更は、当該名義人の一部変更に関する国際登録の番号の下に記録される。

(b) 名義人の変更が記録された国際登録の一部は、当該国際登録から削除され、別個の国際登録に記録される。

(3) [削除]

(4) *[名義人の変更が効力を有しない旨の宣言]*

(a) 指定締約国に影響を及ぼす名義人の変更の通報を国際事務局から受けた指定締約国の官庁は、当該締約国においては名義人の変更が効力を有しない旨を宣言することができる。かかる宣言の効力により、当該締約国について関係する国際登録の名義人は譲渡人である。

(b) (a)に規定する宣言には、次のものを表示する。

(i) 名義人の変更が効力を有しない理由

(ii) 対応する法令の主要な条項、及び

(iii) かかる宣言を再審査又は抗告の対象とすることができるかどうか

(c) (a)に規定する宣言は、(a)の規定にいう通報が関係官庁に送付された日から18月の期間の満了の前に国際事務局に送付される。

(d) 国際事務局は(c)の規定に従って行なわれた宣言を国際登録簿に記録する。また、それぞれの場合に応じ、当該宣言の対象となっている国際登録の当該部分を別個の国際登録として記録し、名義人の変更の記録の申請を提出した当事者(名義人又は官庁)及び新たな名義人に通報する。

(e) (c)の規定に従って行われた宣言に関する最終決定は国際事務局に通報され、国際事務局はそれを国際登録簿に記録し、それぞれの場合に応じ、国際登録簿を修正し、その旨を名義人の変更の記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）及び新たな名義人に通報する。

(5) *[限定が効力を有しない旨の宣言]*

(a) 指定締約国に影響する商品及びサービスの指定の限定を国際事務局から通報された当該指定締約国の官庁は、当該締約国においては限定が効力を有しない旨を宣言することができる。当該締約国において、かかる限定の宣言の効力は、宣言によって影響を受ける商品及びサービスには適用されない。

(b) (a)の規定にいう宣言には、次のものを表示する。

(i) 限定が効力を有しない理由

(ii) 宣言が限定に関係する商品及びサービスのすべてに影響するものでない場合には、当該宣言によって影響を受ける商品及びサービス又は宣言によって影響を受けない商品及びサ

ービス

(iii) 対応する法令の主要な条項、及び

(iv) かかる宣言を再審査又は抗告の対象とすることができるかどうか

(c) (a)の規定にいう宣言は、(a)の規定にいう通報が関係官庁に送付された日から18月の期間の満了の前に国際事務局に送付される。

(d) 国際事務局は(c)の規定に従って行われた宣言を国際登録簿に記録し、限定の記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）に通報する。

(e) (c)の規定に従って行われた宣言に関する最終決定は、国際事務局に通報され、国際事務局はそれを国際登録簿に記録し、その限定の記録の申請を提出した当事者（名義人又は官庁）に通報する。

第27規則の２
国際登録の分割

(1) *[国際登録の分割の申請]*

(a) 指定締約国についての一部の商品及びサービスのみの国際登録の分割に係る名義人による申請は、申請された分割の記録が手数料に関する要件を含む該当する法令の要件を満たした後に、指定締約国の官庁から適切な公式様式により国際事務局に提出される。

(b) 申請には以下のものを表示する。

(i) 申請を提出する官庁の締約国、

(ii) 申請を提出する官庁の名称、

(iii) 国際登録の番号、

(iv) 名義人の氏名又は名称、

(v) 商品及びサービスの国際分類の類に従って適切に区分けされた分割される商品及びサービスの名称、

(vi) 支払われる手数料の額及び支払方法又は国際事務局に開設された口座から必要な手数料の額を引き落とすための指示並びに支払をなす者又は当該指示をする者の特定、

(c) 申請は、申請を提出する官庁、及び当該官庁が要求する場合には、名義人も署名する。

(d) 本規則に基づき提出される申請は、申請に記載する商品及びサービスに係る第 18 規則の２又は第 18 規則の３の規定に従って送付される声明を含め、又は添付することができる。

(2) *[手数料]*

国際登録の分割は、料金表第 7.7 項に示す手数料の支払の対象とする。

(3) *[欠陥のある申請]*

(a) 申請が(1)の規定に定める要件を満たしていないとき、国際事務局は、提出された申請の欠陥を是正するよう当該官庁へ求める一方、同時に名義人に通報する。

(b) 受領した手数料の金額が(2)の規定の手数料の金額より少ないときは、国際事務局は、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に同時に通報する。

(c) 欠陥が、(a)又は(b)の規定に基づく通信の日から三月以内に是正されないときは、申請は放棄されたものとみなされ、国際事務局は、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に同時に通報し、かつ、(2)の規定に基づき納付された手数料を、当該手数料の二分の一に相当する額を差し引いた後に返還する。

(4) *［記録及び通報］*

(a) 申請が該当する要件を満たしている場合には、国際事務局は、当該分割を記録し、国際登録簿に分割された国際登録を作成し、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に、同時に通報する。

(b) 国際登録の分割は、国際事務局が受領した日又は、該当するときは、(3)に規定する欠陥が是正された日に記録される。

(5) *［申請とみなされないもの］*

国際登録の分割の申請で言及された商品及びサービスの国際分類の類が指定されていない、又はもはや指定されない指定締約国に関する国際登録の分割の申請は、申請とはみなされない。

(6) *［締約国が分割の申請を提出しない旨の宣言］*

国内法において標章の出願又は登録の分割を規定していない締約国は、この規定が効力を生じる日又は当該締約国が議定書に拘束される日の前に、(1)に規定する申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。この宣言は、いつでも撤回することができる。

第27規則の３
国際登録の併合

(1) *［所有権の一部変更の記録から生じる国際登録の併合］*

同一の自然人又は法人が、名義人の一部変更から生じた二以上の国際登録の名義人として記録された場合には、その登録は、直接又は名義人の締約国の官庁を通じてなされた当該自然人又は法人の申請により併合される。当該申請は、適切な公式様式により国際事務局に提出される。国際事務局は、当該併合を記録し、その旨を当該指定締約国の官庁又は変更により影響を受ける指定締約国の官庁、及び名義人に同時に通報し、申請が官庁によって提出されたときは当該官庁に通報する。

(2) *［国際登録の分割の記録から生じる国際登録の併合］*

(a) 分割から生じる国際登録は、第27規則の2（1）に規定する申請を提出した官庁を通じて提出される名義人の申請により、それが分割された国際登録に併合される。ただし、同一の自然人又は法人が当該双方の国際登録の名義人として記録されており、かつ、申請が手数料に関する要件を含め当該官庁の法令要件を満たしていることを条件とする 。当該申請は、適切な公式様式により国際事務局に提出される。国際事務局は、当該併合を記録し、当該申請を提出した当該官庁及び名義人に同時に通報する。

(b) 国内法において標章の登録の併合を規定していない締約国の官庁は、この規則の効力が生じる日又は当該締約国が議定書に拘束される日の前に、(a)に規定する申請を国際事務局に提出しない旨を事務局長に通報することができる。この宣言は、いつでも撤回することができる。

第28規則
国際登録簿における更正

(1) *［更正］*

国際事務局は、職権で又は名義人若しくは官庁の要求により、国際登録簿における国際登録に関して誤りがあると判断した場合には、その旨登録簿を修正する。

(2) *［通報］*

国際事務局は、その旨を名義人に通報し、同時に更正が効力を有する締約国の官庁に通報する。加えて、国際事務局は、更正が効力を有する指定締約国の官庁が、更正を請求した指定締約国官庁でない場合にもその旨通報する。

(3) *［更正の後の拒絶］*

(2)の規定にいう官庁は、国際事務局にあてる暫定的拒絶の通報において、更正されたとおりには国際登録には保護を認めることができない、又はもはや認められない旨を宣言する権利を有する。議定書第５条及び第16規則から第18規則の３の規定を準用する。ただし、当該通報の送付に要する期間は、当該官庁に更正の通知が送付された日から起算されるものである。

(4) *［更正の期限］*

(1)の規定にかかわらず、官庁に起因する誤りであって、かつ、国際登録に起因する権利に影響する更正は、国際登録簿への更正の対象となる記録を公表した日から九月以内に、更正の申請が国際事務局により受理された場合にのみ、更正することができる。

第六章 更新

第29規則
期間満了の非公式の通報

議定書第７条(3)に規定する非公式の通報が受領されなかったという事実は、第30規則の規定に基づく期限を満たしていないことの免責とはならない。

第30規則
更新に関する細目

(1) *［手数料］*

(a) 国際登録は、遅くとも国際登録の更新がなされるべき日に、料金表第６項に示す次の手数料を支払うことにより、更新される。

(i) 基本手数料

(ii) 該当する場合には、追加手数料、及び

(iii)国際登録簿に、すべての商品及びサービスに関して第18規則の3に基づく拒絶の声明又は無効が記録されていない各指定締約国について、それぞれの場合に応じ、付加手数料又は個別手数料

しかし、かかる手数料の支払は、国際登録の更新がなされるべき日から六月以内に行うことができる。ただし、料金表第6.5項に示す割増料金を同時に支払うことを条件とする。

(b) 更新手数料が、国際登録の更新がなされるべき日より六月以上前に国際事務局により受領された場合には、当該手数料は、更新がなされるべき日前六月に受領されたとみなされる。

(c) (2)の規定を害することなく、(a)(iii)の規定に基づき個別手数料を支払うべき締約国の国際登録簿に第18規則の3(2)又は(4)に基づく声明が記録されている場合には、個別手数料の金額は当該声明に記載されている商品及びサービスのみを考慮して定める。

(2) *[詳細]*

(a) 名義人が、すべての商品及びサービスに関して第18規則の3に基づく拒絶の声明が国際登録簿に記録されていない指定締約国について更新することを望まない場合には、所定の料金の支払は、国際登録の更新が当該締約国について国際登録簿に記録されるべきでない旨の名義人による表明を伴うものとする。

(b) 名義人が、特定の指定締約国の国際登録簿にすべての商品及びサービスに関して第18規則の3に基づく拒絶の声明が記録されているという事実にもかかわらず、当該指定締約国について国際登録を更新しようと望む場合には、当該締約国についての付加手数料又は個別手数料を含む所定の手数料の支払は、それぞれの場合に応じて、国際登録の更新が当該締約国についてすべての商品及びサービスに関して国際登録簿に記録されるべき旨の名義人による表明を伴うものとする。

(c) 国際登録は、第19規則(2)の規定に基づきすべての商品及びサービスについて無効が記録されている又は第27規則(1)(a)の規定に基づき放棄が記録されている指定締約国については更新してはならない。国際登録は、商品及びサービスについて第19規則(2)の規定に基づく指定締約国における国際登録の効果の無効が記録されている又は第27規則(1)(a)の規定に基づく限定が記録されている指定締約国については更新してはならない。

(d) [削除]

(e) 国際登録がすべての締約国に関して更新されないという事実は、議定書の第7条(2)の規定の適用上、変更を構成するとはみなされない。

(3) *[不足の手数料]*

(a) 受領した手数料の金額が更新について必要とされる金額より少ないときは、国際事務局は、速やかに名義人及び代理人がいるときはその代理人の双方に同時にその旨を通報するものとする。通報には、不足の金額を明記する。

(b) 受領した手数料の金額が、(1)(a)に規定する六月の期間の満了の際に(1)の規定に基づき必要とされる金額より少ないときは、国際事務局は、(c)の規定に従うことを条件として、更新を記録しないものとし、受領した金額を支払った当事者に返還し、かつ、その旨を名義人及び代理人がいるときはその代理人に通報する。

(c) (a)に規定する通報が、(1)(a)に規定する六月の期間の満了前三月以内に送付され、かつ、当該期間の満了の際に、受領した手数料の金額が(1)の規定に基づき必要とされる金額よりも少ないが、必要とされる金額の少なくとも70パーセントであるときは、国際事務局は、第31規則(1)及び(3)に定める手続を行う。必要とされる金額が当該通報から三月以内に満額支払われないときは、国際事務局は、更新を取り消し、その旨を名義人及び代理人がいるときはその代理人並びに更新の通報を受けた官庁に通報し、受領した金額を支払った当事者に返還する。

(4) *[更新手数料を支払う期間]*

各更新に必要とされる手数料は、十年間について支払うものとする。

第31規則
更新の記録並びに通報及び証明

(1) *［更新の記録及び発効日］*
更新は、更新のために必要とされる料金が議定書第７条(4)に規定する猶予期間内に支払われる場合であっても、当該更新がなされるべき日をもって国際登録簿に記録される。

(2) *［事後指定の場合の更新日］*
更新の発効日は、国際登録に含まれるすべての指定について、当該指定が国際登録簿に記録された日にかかわらず、同一とする。

(3) *［通報及び証明］*
国際事務局は、関係する指定締約国の官庁に更新について通報し、名義人に証明書を送付する。

(4) *［更新がない場合の通報］*
(a) 国際登録が更新されなかった場合には、国際事務局は、名義人、選任されている代理人がいる場合にはその代理人及びその国際登録に指定されたすべての締約国の官庁にその旨を通報する。
(b) 国際登録が指定締約国について更新されなかった場合には、国際事務局は、名義人、選任されている代理人がいる場合にはその代理人及び当該締約国の官庁にその旨を通報する。

第七章 公報及びデータベース

第32規則
公報

(1) *［国際登録に関する情報］*
(a) 国際事務局は、次の情報を公報にて公表する。
(i) 第14規則の規定に基づき効果が生じた国際登録
(ii) 第16規則(1)の規定に基づく通報の通信
(iii) 第17規則(4)の規定に基づき記録された暫定的拒絶がすべての商品及びサービスに関係するのかあるいは一部の商品及びサービスにのみ関係するのかに関しての表示。ただし、当該商品及びサービス、拒絶の理由、並びに第18規則の２（２）及び第18規則の３（５）に基づき記録される声明及び通報を除く。
(iv) 第31規則(1)の規定に基づき記録された更新
(v) 第24規則(8)の規定に基づき記録された事後指定
(vi) 第39規則の規定に基づく国際登録の効果の継続
(vii) 第27規則に基づく記録
(viii) 第22規則(2)の規定に基づき効果が生じた、又は第27規則(1)若しくは第34規則(3)(d)の規定に基づき記録された取消し
(viiiの2) 第27規則の2（4）の規定に基づき記録された分割及び第27規則の3の規定に基づき記録された併合

(ix) 第28規則の規定に基づき効果が生じた更正

(x) 第19規則(2)の規定に基づき記録された無効

(xi) 第20規則、第20規則の2、第21規則、第21規則の2、第22規則(2)(a)、第23規則並びに第27規則(4)及び(5)の規定に基づき記録された通報

(xii) 更新されなかった国際登録

(xiii) 第3規則(2)(b)の規定に基づき通報された名義人の代理人の選任の記録及び第3規則(6)(a)の規定に基づく名義人又は名義人の代理人の申請による取消し。

(b) 標章の表示は、国際出願に付されているとおりに公表する。出願人が第９規則(4)(a)(vi)に規定する宣言を行った場合には、公表にその事実を表示する。

(c) ［削除］

(2) *［締約国の特定の要件及び特定の宣言に関する情報］*

国際事務局は、公報として次のものを公表する。

(i) 第７規則、第17規則(7)、第20規則の2(6) 、第27規則の2(6)、第27規則の3(2)(b)又は第40規則(6)及び(7)の規定に基づき行われた通報及び第17規則(5)(d)若しくは(e)に基づき行われた宣言

(ii) 議定書第５条(2)(b)又は議定書第５条(2)(b)及び(c)の第一文の規定に基づきなされた宣言

(iii) 議定書第８条(7)の規定に基づきなされた宣言

(iv) 第34規則(2)(b)又は(3)(a)の規定に基づき行われた通報

(v) 国際事務局が当暦年及び次暦年中に公衆に対して開庁を予定していない日の一覧

(3) *［ウェブサイト上での公表］*

国際事務所は、世界知的所有権機関のウェブサイトにおいて(1)及び(2)の規定に基づく公表を行うものとする。

第33規則
電子的データベース

(1) *［データベースの内容］*

国際登録簿に記録された及び第32規則の規定に基づき公報に公表された双方の情報は電子的データベースに入力するものとする。

(2) *［係属中の国際出願及び事後指定に関するデータ］*

国際出願又は第24規則の規定に基づく指定が、その国際出願又は指定を国際事務局が受理した後三就業日以内に国際登録簿に記録されないときは、国際事務局は、その国際出願又は指定に欠陥が存在するとしても、その国際出願又は指定に含まれているすべての情報を電子的データベースに入力するものとする。

(3) *［電子的データベースの利用］*

電子的データベースは、オンライン並びにその他国際事務局が定める適切な手段で、締約国の官庁及び所定の手数料を支払う公衆に利用され得る。利用するための費用は、使用者が負担する。(2)の規定に基づき入力された情報は、国際事務局が、国際出願又は第24規則の規定に基づく指定について決定を未だ行っていない旨の警告を伴うものとする。

第八章 手数料

第34規則
手数料の額及び支払

(1) *[手数料の額]*

個別手数料以外の、議定書又はこの規則に基づき支払うべき手数料の額は、この規則及びそれに欠くことのできないものである様式に添付する料金表に示される。

(2) *[支払]*

(a) 料金表に表示された手数料は、出願人若しくは名義人又は本国官庁若しくは名義人の締約国の官庁が当該手数料を徴収及び転送することを認める場合で、出願人又は名義人が要請する場合には、当該官庁が、国際事務局に支払うことができる。

(b) 手数料を徴収及び転送することを認めている官庁の締約国は、事務局長にその旨を通報する。

(3) *[二つの部分によって支払うことができる個別手数料]*

(a) 議定書第８条(7)の規定に基づく宣言を行うか又は行った締約国は、当該締約国の指定に関して支払われるべき個別手数料が二つの部分から構成されることを事務局長に通報することができる。第一の部分は、国際出願の出願時又は締約国の事後指定時、第二の部分は、当該締約国の法令に従って決定される後の日付に支払われるものとする。

(b) (a)の規定が適用される場合には、料金表の第2項及び第5項において個別手数料について言及しているものは、個別手数料の第一の部分について言及しているものとみなされる。

(c) (a)の規定が適用される場合には、関係する指定締約国の官庁は、個別手数料の第二の部分がいつ支払われなければならないかを国際事務局に通報する。通報は次のものを表示する。

(i) 国際登録の番号

(ii) 名義人の氏名又は名称

(iii) 個別手数料の第二の部分が支払われるべき期日

(iv) 個別手数料の第二の部分の額が関係する指定締約国において保護される標章の商品及びサービスの分類の数による場合は、その分類の数

(d) 国際事務局は、通報を名義人に送付する。個別手数料の第二の部分が適切な期限内に支払われた場合には、国際事務局は国際登録簿に支払について記録し、関係締約国の官庁に通報する。個別手数料の第二の部分が適切な期間内に支払われなかった場合には、国際事務局は関係締約国の官庁に通報し、関係締約国に関する国際登録簿の国際登録を取消し、その旨を名義人にも通報する。

(4) *[国際事務局に対する手数料の支払の方法]*

手数料は、実施細則において明記する方法により国際事務局に支払われる。

(5) *[支払に伴う表示]*

国際事務局への手数料の支払に際しては、次の表示をしなければならない。

(i) 国際登録前は、出願人の氏名又は名称、関係する標章及び支払の目的

(ii) 国際登録後は、名義人の氏名又は名称、関係する国際登録の番号及び支払の目的

(6) *[支払日]*

(a) 第30規則(1)(b)及び本項(b)の規定に従うことを条件として、いかなる手数料も、必要とさ

れる金額を国際事務局が受領した日に国際事務局に支払われたものとみなす。

(b) 必要とされる金額が国際事務局に開設された口座で入手でき、国際事務局が当該口座の所有者より当該口座から引落とす旨の指示を受領した場合には、手数料は、国際事務局が国際出願、事後指定、個別手数料の第二の部分を引き落とすための指示、変更の記録の申請又は国際登録を更新する旨の指示を受領した日に国際事務局に支払われたものとみなす。

(7) *[手数料の額の変更]*

(a) 国際出願に関して支払うべき手数料の額が、国際事務局への国際出願の申請の本国官庁による受理の日と、国際事務局による国際出願の受理の日との間で変更される場合には、前者の日に有効であった手数料が適用される。

(b) 第24規則の規定に基づく指定が名義人の締約国の官庁により提出され、その指定に関して支払うべき手数料の額が、当該指定をするための名義人による申請を当該官庁が受理した日と、当該指定が国際事務局により受理された日との間で変更される場合には、前者の日に有効であった手数料が適用される。

(c) (3)(a)の規定が適用される場合には、その規定にいう後の日付において有効である個別手数料の第二の部分の額が適用される。

(d) 国際登録の更新に関して支払うべき手数料の額が、支払日と更新の期限の日との間で変更される場合には、支払日又は第30規則(1)(b)の規定に基づき支払日とみなされる日に有効であった手数料が適用される。その支払が支払期日の後になされる場合には、その期日の際に有効であった手数料が適用される。

(e) (a),(b),(c)及び(d)に規定する手数料以外の手数料の額が変更された場合には、国際事務局が手数料を受領した日において有効であった金額が適用される。

第35規則
支払の通貨

(1) *[スイス通貨を使用する義務]*

この規則に基づき支払うべきすべての支払は、手数料が官庁により支払われる場合には、かかる官庁がスイス通貨以外の通貨で当該手数料を徴収するという事実にかかわらず、国際事務局に対してはスイス通貨により行う。

(2) *[スイス通貨による個別手数料の額の設定]*

(a) 締約国が議定書第８条(7)(a)の規定に基づき個別手数料の受領を希望する旨を宣言した場合には、国際事務局に対して示される個別手数料の額は、その官庁が使用する通貨で表示する。

(b) 手数料が、(a)の規定にいう宣言において、スイス通貨以外の通貨で示される場合には、事務局長は、関係する締約国の官庁と協議の上で、国際連合の公式為替レートを基礎としたスイス通貨による個別手数料の額を設定する。

(c) 連続した三月を超えて、スイス通貨と締約国が個別手数料の額を示したスイス通貨以外の通貨との国際連合の公式為替レートが、スイス通貨による個別手数料の額を設定するために適用した最新の為替レートよりも少なくとも５パーセント以上高いか又は低い場合には、当該締約国の官庁は、事務局長に対して、当該要請をする日の前日において通用している国際連合の公式為替レートに基づくスイス通貨による新たな個別手数料の額の設定を要請することができる。事務局長は、その要請に従って手続を行うものとする。新たな金額は、事務局

長が定めた日から適用される。ただし、当該日付は、公報における当該金額の公表の日の後一月から二月の間とする。

(d) 連続した三月を超えて、スイス通貨と締約国が個別手数料の額を示したスイス通貨以外の通貨との国際連合の公式為替レートが、スイス通貨による個別手数料の額を設定するために適用した最新の為替レートよりも少なくとも10パーセント以上低い場合には、事務局長は、国際連合の現行公式為替レートに基づくスイス通貨による新たな個別手数料の額を設定する。新たな金額は、事務局長が定めた日から適用される。ただし、当該日付は、公報における当該金額の公表の日の後一月から二月の間とする。

第36規則
手数料の免除

以下の記録については、手数料を免除される。

(i) 代理人の選任、代理人に関する変更及び代理人の記録の取消し

(ii) 実施細則に記載のある出願人、名義人又は代理人の電話番号、通信のためのあて先、電子メールアドレス並びにその他あらゆる通信手段に関する変更

(iii) 国際登録の取消し

(iv) 第25規則(1)(a)(iii)の規定に基づく放棄

(v) 第９規則(4)(a)(xiii)の規定に基づき国際出願自体において又は第24規則(3)(a)(iv)の規定に基づく事後指定においてなされている限定

(vi) 議定書第６条(4)の第一文の規定に基づき官庁がする請求

(vii) 基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録に影響する司法手続若しくは最終決定の存在

(viii) 第17規則、第24規則(9)若しくは第28規則(3)の規定に基づく拒絶、第18規則の２若しくは第18規則の３に基づく声明又は第20規則の2(5)若しくは第27規則(4)又は(5)の規定に基づく宣言

(ix) 国際登録の無効

(x) 第20規則の規定に基づき送付される通報

(xi) 第21規則又は第23規則の規定に基づく通報

(xii) 国際登録簿の更正

第37規則
追加手数料及び付加手数料の分配

(1) 議定書第８条(5)及び(6)に規定する係数は、次のとおりとする。

絶対的拒絶理由のみを審査する締約国	二
先行する権利をも審査する締約国で、	
(a) 第三者による異議申立てに従い審査する締約国	三
(b) 職権で審査する締約国	四

(2) 係数四は、最も重要な先行する権利を表示する先行調査を職権により行う締約国にも適用する。

第38規則
関係する締約国の口座への個別手数料の払込

議定書第８条(7)(a)の規定に基づく宣言を行った締約国に関して国際事務局に支払われる個別手数料は、当該手数料が支払われた国際登録、事後指定又は更新の記録が行われた、又は個別手数料の第二の部分の支払が記録された月の翌月中に、国際事務局における当該締約国の口座に払い込まれるものとする。

第九章 雑則

第39規則
特定の承継国における国際登録の効果の継続

(1) その領域が国である締約国（「独立前の旧締約国」）の領域の一部であった特定の国（「承継国」）が、国として独立する前に事務局長に対し、議定書は承継国においても継続して適用される旨の宣言書を寄託している場合には、(2)の規定に基づき確定された日前の日から有効な独立前の旧締約国に対する領域指定を伴う国際登録の承継国における効果は、次の条件に従うものとする。

(i) この目的のため国際事務局により関係する国際登録の名義人にあてた通報の日から六月以内に、その国際登録が承継国において効果を継続することの要請を国際事務局に提出すること。

(ii) 同じ期間内に国際事務局から承継国に移転される料金表第10.1項に規定する国際事務局のための手数料及び料金表第10.2項に規定する手数料を国際事務局に支払うこと。

(2) (1)の規定にいう日は、本規則の目的のため承継国が国際事務局に通報した日とする。ただし、かかる日は、承継国の独立の日よりも早い日であってはならない。

(3) 国際事務局は、(1)の規定にいう要請及び手数料を受領した際、承継国の官庁に通報し、国際登録簿に相応の記録をする。

(4) 承継国の官庁が(3)の規定による通報を受領した国際登録について、当該官庁は、議定書第５条(2)(a)、(b)又は(c)の規定にいう期限が独立前の旧締約国に対する領域指定に関して満了しておらず、かつ、国際事務局が拒絶の通報をその期限内に受領するときにのみ保護を拒絶することができる。

(5) この規則は、ロシア連邦又は事務局長に対し締約国の法人格を継続する旨宣言した国には適用しない。

第40規則
効力発生及び経過規定

(1) *［効力発生］*

本規則は2020年２月１日に効力を生じ、その日を以て、2020年１月31日に有効な標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則(以下「共通規則」

という。)に置き代わる。

(2) *[一般経過規定]*

(a) (1)にかかわらず、

(i) 本国官庁が2020年２月１日前に受理した国際事務局に申請された国際出願は、共通規則の要件を満たしている限り、第14規則の規定の目的に照らし、当該要件を満たしているとみなされる。

(ii) 2020年２月１日前に国際事務局に提出された事後指定又は記録の申請は、共通規則の要件を満たしている限り、第5規則の2、第20規則の2(3)、第24規則(8)、第27規則、第27規則の2又は第27規則の3の規定の目的に照らし、当該要件を満たしているものとみなされる。

(iii) 2020年２月１日前に共通規則の第11規則、第12規則、第13規則、第20規則の2(2)、第24規則(5)、第26規則又は第27規則の2(3)(a)の規定に基づき国際事務局が行う措置の対象とされた国際出願、事後指定又は記録の申請は、引き続き国際事務局がかかる規則に基づき手続を行うものとする。そして国際登録簿における国際登録又は記録の日付は、共通規則の第15規則、第20規則の2(3)(b)、第24規則(6)、第27規則(1)(b)及び(c)、又は第27規則の2(4)(b)が適用される。

(iv) 議定書の第4条の2(2)、第5条(1)及び(2)、第5条(6)若しくは第6条(4)、又は共通規則の第21規則の2、第23規則又は第34規則(3)(c)に基づき2020年２月１日前に国際事務局に送付された通報は、共通規則の要件を満たしている限り、第17規則(4)、第19規則(2)、第21規則(2)、第21規則の2(4)、第22規則(2)、第23規則(2)又は第34規則(3)(d)の規定の目的に照らして、当該要件を満たしているとみなされる。

(v) 共通規則の第16規則、第18規則の2、第18規則の3、第20規則、第20規則の2(5)、第23規則の2又は第27規則(4)若しくは(5)に基づき2020年２月１日前に国際事務局に送付された通信、声明、宣言又は最終決定は、共通規則の要件を満たしている限り、第16規則(2)、第18規則の2(2)、第18規則の3(5)、第20規則(3)、第20規則の2(5)(d)、第23規則の2(3)、第27規則(4)(d)及び(e)又は(5)(d)及び(e)の規定の目的に照らして、当該要件を満たしているとみなされる。

(b) 第34規則(7)の規定の目的に照らし、2020年２月1日前の何れの日にも有効な手数料は、共通規則第34規則(1)に定める手数料とする。

(c) 共通規則の第6規則(2)(iii)、第7規則(2)、第17規則(5)(d)、第20規則の2(6)、第27規則の2(6)、第27規則の3(2)(b)、第34規則(3)(a)又は第40規則(6)に基づき、2020年２月１日前に締約国の官庁が国際事務局に送付した通報は、第6規則(2)(iii)、第7規則(2)、第17規則(5)(d)、第20規則の2(6)、第27規則の2(6)、第27規則の3(2)(b)、第34規則(3)(a)又は第40規則(6)の規定に従って引き続き効力を有する。

(d) [削除]

(3) [削除]

(4) *[言語に関する経過規定]*

(a) 2004年４月１日前に出願された国際出願、及び共通規則の第1規則(viii)で定義された2004年４月１日から2008年８月31日の間に出願された協定のみに拘束される国際出願、その国際出願に関する通信、更に、その国際出願の結果として生ずる国際登録に関するあらゆる通信、国際登録簿への記録、及び公報における公表については、2004年４月１日前に有効な共通規則の第6規則の規定が、引き続き適用されるものとする。ただし、次の場合は適用されない。

(i) 共通規則の第24規則(1)(c)の規定に従い、国際登録が2004年４月１日から2008年８月31日の間に議定書に基づく事後指定の対象となっている場合、又は

(ii) 国際登録が2008年９月１日以後、事後指定の対象となる場合、及び

(iii) その事後指定が国際登録簿に記録される場合

(b) この規定の適用上、国際出願は、国際事務局に提出するための申請が受理されたとき、出願されたものとみなされ、又は、共通規則の第11規則(1)(a)若しくは(c)の規定に従い本国官庁によって受理したものとみなされる。加えて事後指定が名義人によって直接提出された場合は国際事務局に提出された日に国際登録は事後指定の対象とみなされ、事後指定が名義人の締約国の官庁を通じて提出された場合はその官庁に事後指定を提出するための申請が提出された日に、国際登録は事後指定の対象とみなされる。

(5) ［削除］

(6) *［国内法又は域内法との不適合］*

この規則の効力が生じる日又は締約国が議定書に拘束される日において、第27規則の2(1)又は第27規則の3 (2) (a)の規定が当該締約国の国内法又は域内法に適合しない場合には、当該規定は、この規則の効力が生じる日又は当該締約国が議定書に拘束される前にその旨を国際事務局に通報することを条件として、当該締約国の国内法又は域内法に適合しない間、当該締約国には適用しない。この通報は、いつでも撤回することができる。

(7) *［一部代替に関する経過規定］*

各官庁は、2025年2月1日より前に、第21規則(3)(d)の第二文を適用しなくてもよい。

(8) *［第17規則(2)(ｖ)、(vii)、(3)及び第18規則(1)(e)に関する経過規定］*

締約国は、2025年2月1日まで、もしくは、関係締約国が2025年2月1日又は議定書に拘束されるようになる日のいずれか遅い日までに国際事務局に通知した場合はそれより遅い日まで、2021年11月1日に発効していた第17規則(2)(ｖ)、(vii)、(3)、及び第18規則(1)(e)を適用し続けることができる。締約国は、その後いつでもこの通知を撤回することができる[9]。

第41規則
実施細則

(1) *［実施細則の制定；実施細則によって支配される事項］*

(a) 事務局長は実施細則を制定する。事務局長は実施細則を修正することができる。事務局長は実施細則の制定又は修正前に、提案された実施細則案又は提案された実施細則の修正案に直接の利害を有する官庁と協議するものとする。

(b) 実施細則は、この規則がその細則を明示的に参照する事項及びこの規則の適用に関する詳細を取り扱う。

(2) *［総会による監督］*

総会は実施細則の規定を修正するよう事務局長に要請することができ、事務局長はその要請に従って手続を進めるものとする。

---

[9] この規定を採択するにあたり、マドリッド同盟総会は、2023年11月1日に発効する第17規則(2)(ｖ)、(vii)及び第18規則(1)(e)を適用する日付をその通知の中で特定することは求められないことを了解した。

(3) *［公表及び効力を生じる日］*

(a) 実施細則及びその修正は、公報で公表する。

(b) 各公表は、公表された規定の効力が生じる日を明記する。その日は規定ごとに相違してもよいものとする。ただし、いかなる規定についても、効力が生じることを公報における公表前に宣言することはできない。

(4) *［議定書又はこの規則との抵触］*

実施細則の規定と議定書又はこの規則の規定が抵触する場合には、議定書又はこの規則の規定が優先する。